

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月30日
【事業年度】	第7期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)
【会社名】	テラ株式会社
【英訳名】	tella, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢崎雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町四丁目7番地2
【電話番号】	03-6272-6477(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山本龍平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町四丁目7番地2
【電話番号】	03-6272-6477(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 山本龍平
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
営業収入 (千円)	94,150	269,297	546,009	974,861	1,145,832
経常利益又は経常損失() (千円)	10,490	63,634	107,483	197,855	131,790
当期純利益又は当期純損失() (千円)	10,780	69,890	59,627	109,075	76,534
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	140,318	247,628	247,628	406,343	418,009
発行済株式総数 (株)	8,612	10,082	10,082,000	11,837,000	12,079,000
純資産額 (千円)	83,193	367,704	427,331	853,040	940,857
総資産額 (千円)	194,655	526,290	722,559	1,508,823	1,719,362
1株当たり純資産額 (円)	9,660.21	36,471.37	42.39	72.07	77.89
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	1.00	0.60
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	1,303.09	7,567.00	5.91	9.68	6.39
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	8.84	6.08
自己資本比率 (%)	42.7	69.9	59.1	56.5	54.7
自己資本利益率 (%)	-	31.0	15.0	17.0	8.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	119.9	114.1
配当性向 (%)	-	-	-	10.3	9.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,619	73,977	92,493	245,869	186,486
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,823	144,366	85,904	258,475	230,958
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,712	151,437	37,394	471,541	93,866
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	37,667	118,714	162,698	621,634	671,028
従業員数 (名)	5	10	17	36	49

(注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に関わる主要な経営指標等の推移については記載をしております。

2 営業収入には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第3期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第3期から第5期については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6 当社は、第3期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

7 第3期から第5期の株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

8 当社は、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

2 【沿革】

年月	概要
平成16年 6 月	東京都渋谷区恵比寿に、樹状細胞ワクチン療法の研究開発及びそれに基づく新たな医療支援サービスの提供を目的として、テラ株式会社（資本金10百万円）を設立
平成17年 5 月	本社を東京都港区白金台に移転
平成17年 5 月	樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療技術・ノウハウ等の提供を開始 アイマックスがん治療専門クリニックであるセレンクリニック（現：医療法人社団医創会 セレンクリニック）の設立支援を行い、第1号基盤提携医療機関として提携契約を締結
平成19年 6 月	当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の研究開発を行うため、千葉大学大学院医学研究院に寄附講座「がん分子免疫治療学（テラ）寄附講座」を開設
平成19年 8 月	株式会社癌免疫研究所とがん抗原であるWT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に使用できる独占の特許実施許諾契約を締結
平成19年 9 月	本社を東京都新宿区本塩町に移転
平成21年 3 月	ジャスダック証券取引所NEOへ株式を上場
平成21年10月	本社機能を東京都千代田区麹町に移転
平成22年10月	「大阪証券取引所（旧ジャスダック証券取引所）NEO」より「JASDAQ（スタンダード）」へ市場区分を移行
平成23年 2 月	バイオメディカ・ソリューション株式会社を連結子会社化

当社社名の由来

当社の社名である「tella」は、tera（兆）、terra（地球、グローバル）、tell（伝える、発信する）等の言葉で構成された造語です。

「tella」には、「人体を構成する60兆個の細胞を科学する企業」、「世界に向けて発信する、グローバルなヘルスケア企業」という意味が込められており、自ら創造する企業でありたいという意味が込められています。

3 【事業の内容】

当社は、「医・療・を・創・る（革新的な医療技術・サービスを創造しみなさまの未来に貢献していきます）」をミッションとして医療支援事業を行っております。

事業の内容は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（メトロノーム化学療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療：Immune maximizing therapy for cancer)」を契約医療機関に提供しております。

1. 医療機関に提供するサービスの概要

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を行うには、高度な技術・ノウハウ、専門技術者の確保・育成、専用施設・機器等が必要であり、医療機関が独力でこれらすべてを準備し、導入することは困難です。

当社は、大学等研究機関との研究成果を活かして、医療機関がアイマックスがん治療を患者に提供するために、以下のサービスを包括的に提供し、対価を受け取っております。

(1)細胞培養体制整備支援サービス

細胞培養施設の設置に関する支援

樹状細胞の培養を行うためには、医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）が必要となります。当該施設の設計、運用には独自のノウハウが必要となりますが、当社はこのノウハウをもとに、高品質の樹状細胞を安定的に培養するため

の施設の設置支援を行っております。

培養方法に関する教育指導

医療機関が樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を患者に提供するにあたり、培養される樹状細胞の品質が重要となります。当社では、医療機関の培養技術者が安定的に質の高い樹状細胞を培養できるよう、培養方法の教育指導をしております。

標準作業手順書の貸与

当社では、樹状細胞をはじめとする高品質の免疫細胞を安定的に培養するため、培養ノウハウを標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedures）に落とし込み、医療機関に貸与しております。当該手順書は、培養技術・ノウハウの改良が行われる毎に内容を更新しております。

培養管理システム導入の支援

樹状細胞の培養工程は多岐に亘る、複雑なものとなっております。当社では、当該培養工程を正確かつ効率的に管理し、高品質な樹状細胞を培養するための培養管理システムを導入する支援を行っております。

細胞品質管理支援サービス

アイマックスがん治療の臨床効果を高めるには、その中心となる樹状細胞ワクチン療法において用いる、樹状細胞の品質管理が重要です。

この点、当社は契約医療機関で培養された樹状細胞ワクチン療法に用いられる細胞について、その品質の解析を行い、契約医療機関に報告しております。このように、培養された細胞の品質報告と細胞測定装置による解析を行う体制を整えることで、契約医療機関において安定的に高品質な樹状細胞が培養されるよう支援しております。

(2) 運営体制整備支援サービス

治療実施体制整備の支援

アイマックスがん治療を行うに際しては、医療相談から細胞培養、投与に至る治療の一連の流れに対して、医師、看護師、培養技術者等、多くの専門家が関わるため、治療実施体制が複雑なものになります。当社では、独自のノウハウを提供することで、医療機関が治療実施体制の整備をスムーズに行えるように支援を行っております。

業務に関わる文書の貸与

アイマックスがん治療に関する説明文書等、業務に関わる文書の貸与を行っております。

臨床効果評価方法の体制整備に関する支援

臨床効果評価は、アイマックスがん治療の継続的な改善及び当該治療のレピュテーションの向上に必要であることから、契約医療機関で統一した評価体制をとれるよう支援しております。

(3) がん組織の保管に関する技術・ノウハウの提供

樹状細胞ワクチン療法に必要な抗原の一つである、自己がん組織の利用可能性を高め、同療法を実施できる患者を増やすために、契約医療機関に対して、患者の自己がん組織を超低温下において保存するサー

ビス「プライベートがんバンク」の技術・ノウハウを提供しております。

(4)協力医療機関の紹介

アイマックスがん治療を行う際に、それを構成する全ての治療を契約医療機関のみで行うことができない場面もあることから、当社が治療に協力してくれる医療機関を開拓し、契約医療機関に紹介しております。

(5)集患支援サービス

アイマックスがん治療は新しく、まだ広く認知が進んでいない技術・ノウハウであるため、普及を進め、より多くの患者に提供していくためには、その内容等を認知・理解してもらう必要があります。

そのため、当社では、これまで蓄積してきた情報発信ノウハウを契約医療機関に提供することで、当該医療機関の集患を支援しております。

２．契約医療機関について

(1) 契約医療機関の種類

当社がサービスを提供する契約医療機関は、契約形態によって、基盤提携医療機関、提携医療機関、連携医療機関の３種類に分類されます。

基盤提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための設備の貸与、技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、施設使用料、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。新規に設立する医療機関の場合は、設立支援を行っております。

提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。当社が設備の貸与を行わないことから、当社への施設使用料が発生しない点が、基盤提携医療機関と異なります。

連携医療機関

基盤提携医療機関の医療相談外来を設置した医療機関です。当社が、医療機関に対してマーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供や院内における医療従事者間の調整等の支援を行い、その対価として当該基盤提携医療機関における治療数に応じてコンサルティング料を受け取る契約となっております。

(2)当社契約医療機関の概要（契約締結順）

平成22年12月末時点における、当社の契約医療機関は以下のとおりです。

名称	所在地	契約形態
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	東京都港区	基盤提携
社会医療法人 北斗 北斗病院	北海道帯広市	提携
医療法人社団 明芳会 板橋中央総合病院	東京都板橋区	連携
医療法人 クリニックサンルイ	京都府京都市山科区	基盤提携
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック分院（注）1	東京都千代田区	提携
花園クリニック 院長 桑原美苗	広島県福山市	提携
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック（注）2	神奈川県横浜市港北区	基盤提携
国立大学法人 信州大学（信州大学医学部附属病院）	長野県松本市	提携
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	愛知県名古屋市中区	基盤提携
特定医療法人 北楡会 札幌北楡病院	北海道札幌市白石区	基盤提携
独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	鹿児島県鹿児島市	提携
医療法人社団 博心厚生会 仙台駅前アエルクリニック(注) 3	宮城県仙台市青葉区	提携
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	福岡県福岡市中央区	基盤提携
国立大学法人 愛媛大学（愛媛大学医学部附属病院）	愛媛県東温市	提携
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	兵庫県神戸市中央区	基盤提携
医療法人社団 ミッドタウンクリニック（注）4	東京都港区	基盤提携
松本歯科大学病院	長野県塩尻市	基盤提携

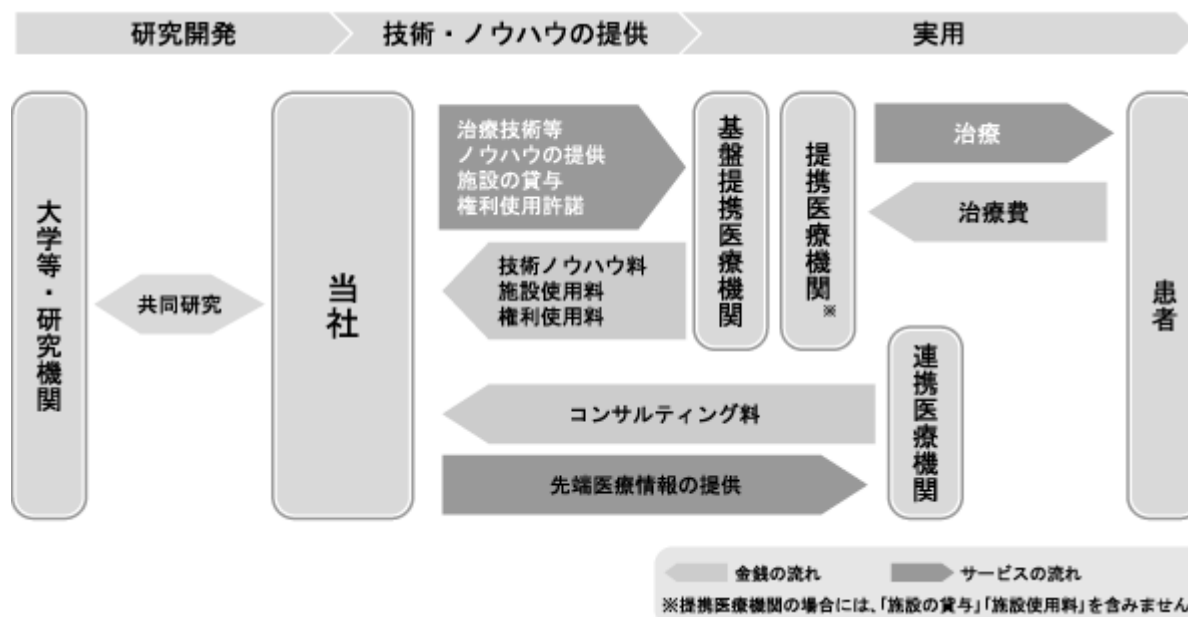
（注）1 医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック分院の契約形態は、平成22年12月より提携医療機関としての契約に変更しております。

2 新横浜かとうクリニックは、平成22年12月1日付で医療法人社団として認可され、名称を変更しております。

3 仙台駅前アエルクリニックは、平成22年5月31日付で医療法人社団として認可され、名称を変更しております。
なお、同クリニックの契約形態は、平成23年1月より基盤提携医療機関としての契約に変更しております。

4 医療法人社団アドバンストメディスンは、平成22年10月5日付で医療法人社団ミッドタウンクリニックに名称を変更しております。

以上をまとめますと、当社の事業系統図は以下のとおりとなります。



当社技術内容に関する補足説明

1. 樹状細胞ワクチン療法の概要

(1) 樹状細胞ワクチン療法の位置づけ

がんの治療には、主に標準治療といわれる次の3種類の治療法が用いられています。

- 「外科療法（手術）」
- 「化学療法（抗がん剤治療）」
- 「放射線療法」

がんと診断された場合、一般的にこれらの標準治療による治療が検討されます。局所的ながんの治療には、外科療法や放射線療法が、全身に対しての治療には化学療法等が用いられます。

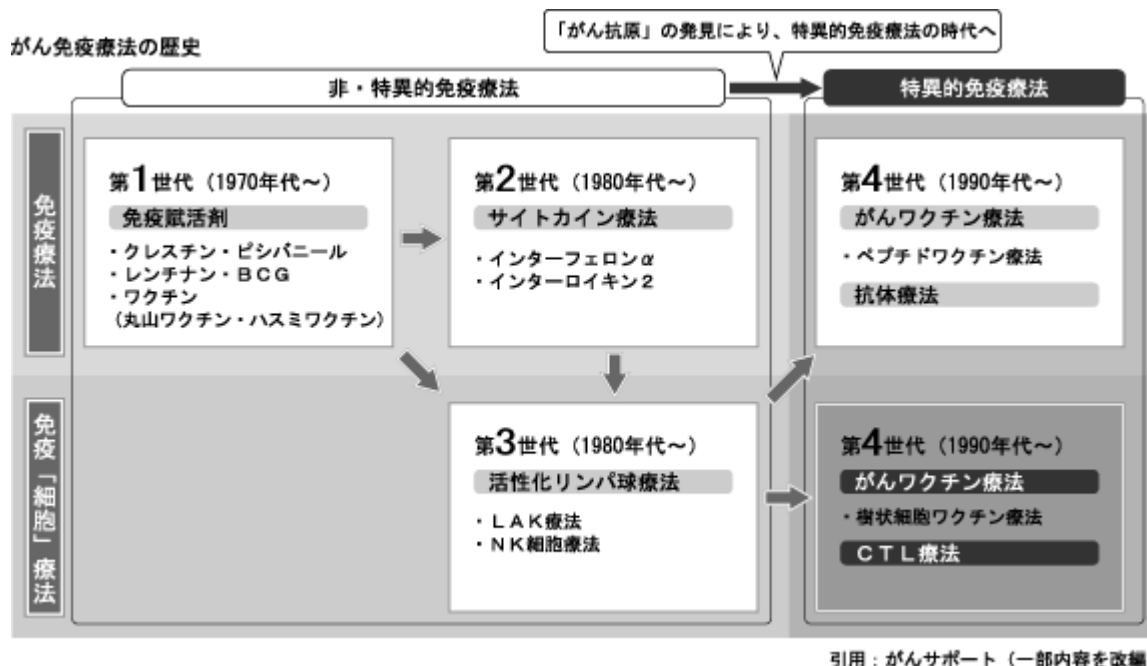
しかし、これらの標準治療だけでは治療できないがんもあり、第4の治療法として「がん免疫療法」が注目されています。

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法は、このがん免疫療法の一つです。がん免疫療法の歴史は1970年代から続くもので、その種類は多岐に亘りますが、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃できる「特異的免疫療法」に属する「がんワクチン療法¹」の一つです。

樹状細胞ワクチン療法は、現在、世界中で臨床研究が行われておりますが、その有効性については、臨床研究において検証されている途上であるため、当社契約医療機関では自由診療で提供されております。

1：がんワクチン療法

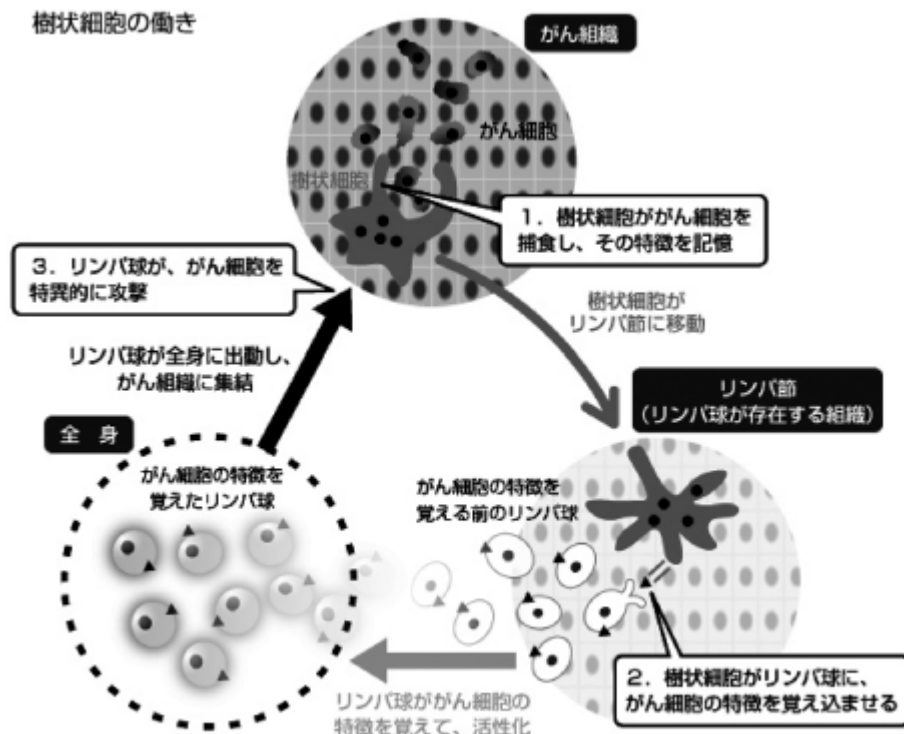
樹状細胞等によって、リンパ球にがん抗原（がん独自の特徴）を認識・記憶させることで、がん細胞を持続的に制御する治療法です。代表的なものに、樹状細胞ワクチン療法、ペプチドワクチン療法があります。



(2) 樹状細胞の働き

樹状細胞とは、枝のような突起（樹状突起）を持つことにその名を由来する免疫細胞です。この樹状細胞は、体内で異物を捕食することによりその異物の特徴（抗原）を認識し、リンパ球（異物を攻撃する役割を持つT細胞等）にその特徴を覚え込ませます。これにより、そのリンパ球が異物を特異的に攻撃することが可能になります。

樹状細胞の働き



(3) 樹状細胞のがん治療への応用

樹状細胞ワクチン療法は、樹状細胞の働きをがん治療に活かしたものです。

具体的には、まず樹状細胞にがん抗原（患者のがん組織や人工的に作製したがんの特徴を持つ物質）を認識させ、その樹状細胞を患者の体内に戻します。これにより樹状細胞がリンパ球にがんの特徴を覚え込ませ、リンパ球はがん細胞のみを特異的に攻撃するようになります。

このように、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。

(4) 当社の提供する樹状細胞ワクチン療法について

根拠となる技術・ノウハウ

当社の樹状細胞ワクチン療法は、欧米の学術論文にもなっている²、東京大学医科学研究所で行われた悪性黒色腫・甲状腺がんに対する臨床研究、徳島大学で行われた口腔がんに対する臨床研究で培われた技術・ノウハウが基礎になっております。

また、細胞培養は東京大学医科学研究所細胞プロセッシング寄附研究部門（平成20年8月終了）の技術・ノウハウも導入しております。

当社契約医療機関では、これらの技術・ノウハウをもとに着実に症例数を積んでおり、その数は約3,500症例となっております（平成22年12月末時点）。

2：学術論文（一例）

- ・ Nagayama H. et al. Melanoma Res. 2003 Oct;13(5):521-30.（東京大学医科学研究所、悪性黒色腫に対する研究）
- ・ Kuwabara K. et al. Thyroid. 2007 Jan;17(1):53-8.（東京大学医科学研究所、甲状腺がんに対する研究）
- ・ Okamoto M. et al. Res. Adv. in Cancer 2005 May;61-76.（徳島大学、口腔がんに対する研究）

種類

樹状細胞ワクチン療法を行うには、樹状細胞にがん抗原を認識させる必要がありますが、その方法には、(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法と、(b)局所樹状細胞ワクチン療法があります。

(a) 抗原パルス樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞にがん抗原をパルスする（取り込ませる）ことで、樹状細胞にがん抗原を認識させる療法です。パルスする抗原に何を用いるかで、2つの療法に区別されております。

() 自己がん組織樹状細胞ワクチン療法

抗原に自己がん組織を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。自己のがん組織を用いるため、がん種を問わず抗原として使用できます。一方、既に手術が終了しており、がん組織がきれいな状態で保管されていない場合やがんの進行により手術ができず、自己がん組織を採取できない場合等、本療法ができないことも少なくないといわれております。

() 人工抗原樹状細胞ワクチン療法

人工的に作製されたがん抗原（人工抗原）を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。

人工抗原はがん種によって使えるものと使えないものがありますが、杉山治夫教授（大阪大学大学院医学系研究科）等によって発見されたがん抗原である「WT1ペプチド」は、固形がん及び血液がんに有効であることが欧米の学術論文³により報告されております。

当社は、WT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に応用する独占ライセンスを保有しており、これにより、当社契約医療機関においては自己がん組織が採取できない患者に対しても遺伝子型が一致する場合、樹状細胞ワクチン療法の提供が可能になりました。

3: 学術論文（一例）

- ・ Oka Y et al. Current Opinion in Immunology 2008 Volume 20 Page 211-220
(大阪大学医学部；WT1ペプチドワクチン療法は白血病や固形癌で有効な免疫反応と臨床反応を示した)
- ・ Morita S et al. Jpn J Clin Oncol 2006 Volume 36 Page 231-236. (大阪大学医学部；固形腫瘍に対するWT1ペプチドワクチン療法のフェーズI/II臨床試験；フェーズI臨床試験での安全性の評価)
- ・ Iiyama et al. Microbiol Immunol 2007 Volume 51 Page 519-530.
(大阪大学医学部；腎細胞がんに対するWT1ペプチドワクチン療法)
- ・ Ohta H et al. Pediatr Hematol Oncol 2009 Volume 26 Page 74-83.
(大阪大学医学部；小児黄斑筋肉腫に対するWT1ペプチドワクチン療法)
- ・ Izumoto S et al. J Neurosurg 2008 Volume 108 Page 963-971.
(大阪大学医学部；多形神経膠芽腫に対するフェーズII、WT1ペプチドワクチン療法)
- ・ Ohno S et al. Anticancer Res 2009 Volume 29 Page 4779-4784.
(大阪大学医学部；婦人科系悪性腫瘍に対するWT1ペプチドワクチン療法)

(b) 局所樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞をがん組織に直接注入し、体内で樹状細胞にがんを認識させる方法です。体内でがんを認識した樹状細胞はリンパ球にその特徴を覚え込ませ、リンパ球が全身で特異的にがんを攻撃するため、注入した場所にあるがんだけでなく、他に転移したがんに対しても臨床効果が得られると考えられています。

治療に抗原を必要としないことから、樹状細胞を直接注入できる場所にごがんが存在する場合であれば、自己がん組織を採取できない患者や人工抗原が使用できない患者に対しても、樹状細胞ワクチン療法を提供することが可能です。

2. アイマックスがん治療の概要

アイマックスがん治療とは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心として、これに化学療法（メトロノーム化学療法⁴）、放射線療法（低侵襲放射線療法⁵）等を組み合わせることで、患者の免疫機能を最適化・最大化させて効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウです。副作用が少ないとされるそれぞれの治療法を組み合わせることで、患者のQOL（生活の質）向上を目指しております。

これまで、化学療法及び放射線療法は、正常細胞を傷つけることから、免疫機能を低下させるものとして、免疫療法との併用が行われることはほとんどありませんでした。しかし、少ない量の抗がん剤を継続的に投与することで副作用を抑えた化学療法（メトロノーム化学療法）、がん細胞のみに対してピンポイントに照射できる放射線療法（低侵襲放射線療法）が行えるようになったことで、これらの療法と免疫療法の併用できる可能性が一段と高まりました。

アイマックスがん治療においては、樹状細胞ワクチン療法を行う際に、これらの化学療法（メトロノーム化学療法）及び放射線療法（低侵襲放射線療法）でがん細胞を弱らせ、樹状細胞ワクチン療法の効果をさらに高めることが期待できます。

また、がん組織の周囲には、がんを攻撃するリンパ球の働きを弱めようとする細胞があります。最近の研究及び欧米の学術論文⁶では、抗がん剤がこの細胞を弱めること、また放射線療法もこの細胞を弱める可能性があることが報告されています。そのため、抗がん剤、放射線療法をうまく併用することで、さらに免疫機能を上げることが可能になると考えられています。

4：メトロノーム化学療法

低用量の抗がん剤を継続的に投与することで、患者の免疫力を低下させずに、がんの増殖を抑制する療法です。「制御性T細胞（がんを攻撃する免疫を抑えてしまう悪玉免疫細胞）」の増殖を抑える働きも認められています。

5：低侵襲放射線療法

IMRT（強度変調放射線治療：専用のコンピュータを用いて、複数のビームを組み合わせで放射線に強弱をつけることで、高い精度でがんの部分だけに集中して照射する方法）専用の放射線装置を用いることで、がん細胞のみを攻撃する放射線療法です。が

ん細胞の周囲にある正常細胞を傷つけることが少ないため、体への負担が少なく（低侵襲）、免疫力を下げない療法と言われています。

6:学術論文（一例）

- ・Correale P et al. Journal of Clinical Oncology 2005 Volume 23 Page 8950-8958
（イタリア・シエナ大学医学部；ジェムザール+ FOLF0X4治療による制御性T細胞の阻害について）
- ・Mozaffari F. et al. 2009 Cancer Immunol. Immunother. Volume58 Page 111-120
（スウェーデン・カロリンスカ大学病院；放射線照射後6か月に制御性T細胞の数が減少する）
- ・Rozkova D et al. Clin Immunolgy 2009 Volume 131 Page 1-10.
（チェコ・チャールズ大学；ホルモン耐性前立腺がんに対する化学療法と免疫療法の併用）

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、平成23年2月に、細胞加工施設の運営受託及び保守管理、消耗品及び装置等の販売、臨床検査の受託等を事業とする、バイオメディカ・ソリューション株式会社の第三者割当増資20株を引き受け、当社の連結子会社としております。詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 重要な後発事象」をご覧ください。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
49	34.1	1.57	5,067

(注) 1 従業員数は、出向者を除く就業人員数であります。

2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数が最近1年間に於いて13名増加しておりますが、主として業容拡大に伴う中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、企業収益の改善や設備投資の持ち直しなど、景気に回復の兆しが見え始めましたが、厳しい雇用情勢、海外経済の下振れ懸念、円高の進行等を背景に、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社は、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン療法の研究開発及びアイマックスがん治療¹の普及により安定的な成長を継続するべく、前事業年度に引き続き、全国の医療機関に対しての営業開拓活動、また、セミナー等を通じた患者に対する情報提供活動や学会等での発表を中心とした学術活動を継続的に行ってまいりました。

全国の医療機関に対する営業開拓活動につきましては、平成22年1月に「医療法人社団 ミッドタウンクリニック（旧 医療法人社団 アドバンストメディスン）」（東京都港区）、同年3月に「松本歯科大学病院」（長野県塩尻市）と提携契約を締結し、技術・ノウハウ提供を開始いたしました。また、平成22年3月より「医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸」（兵庫県神戸市）に技術・ノウハウ提供を開始いたしました。平成22年5月には「独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター」（鹿児島県鹿児島市）において樹状細胞ワクチン療法の対象疾患が拡大されました。これにより、技術・ノウハウを導入した医療機関数は前事業年度末の14から17に増加し、より多くの患者に樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療を提供できるようになりました。

患者に対する情報提供活動につきましては、当社契約医療機関と共同で「がん治療セミナー」、「市民公開講座」を契約提携医療機関の医療圏を中心に開催いたしました。平成22年8月に、アイマックスがん治療法を平易に解説する「あんしんがん治療Webサイト」を開設いたしました。また、契約医療機関の医師によるがん治療の一般向け書籍「医師が選んだ免疫細胞療法」（平成22年9月発行）の出版支援を行いました。これら患者向けの情報提供活動に加え、広報活動を強化したことにより、新聞、テレビ等マスメディアへの露出が拡大いたしました。

研究開発活動につきましては、平成22年4月に、国立大学法人愛媛大学と「口腔悪性腫瘍を対象とした自己がん組織を用いた樹状細胞ワクチン療法」、同年6月に、国立大学法人北海道大学と「抗原特異的ヒトT細胞の誘導法及び免疫モニタリング評価法等の研究・開発」、同年8月に、学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学附属柏病院消化器・肝臓内科と「進行膵癌及び進行胆道癌を対象とした新規ペプチドWT1クラス ペプチド及びクラスIペプチドを用いた樹状細胞ワクチン療法」の臨床研究を開始いたしました。

学術活動につきましては、平成22年4月に「AACR Annual Meeting 2010」、同年7月に「第65回日本消化器外科学会総会」、「第14回国際膵臓学会」、同年10月に「第1回国際細胞治療学会アジア太平洋地域会議」、「第48回日本癌治療学会学術集会」、「第3回国際乳房オンコプラスチックサージャリーシンポジウム」、同年12月に「第23回日本バイオセラピー学会学術集会総会」において当社契約医療機関の臨床成績や研究開発について発表を行い、臨床医・研究者の方々への啓発活動を推進いたしました。

事業提携活動につきましては、平成22年6月に、三洋電機株式会社バイオメディカ事業部と細胞治療分野における総合支援事業を共同で行うことについて協議することを決定し、開始いたしました。また、平成22年10月に、JW新薬（旧 韓国チュンウェ新薬）社の子会社であるJWクレアゼン（旧 クレアゼン）社と覚書を締結し、同社との技術提携及び共同研究に向けた協議を開始いたしました。

これらの結果、当事業年度の樹状細胞ワクチン療法の症例数は約1,400症例となり、当社設立以降の累

計で約3,500症例となりました。

当事業年度につきましては、新たに技術・ノウハウの提供を開始した3つの提携医療機関の症例数が増加したことにより、当事業年度の営業収入は1,145,832千円（前年同期比17.5%増）となりました。技術・ノウハウの提供を開始した基盤提携医療機関の増加、新規提携医療機関の開拓、新規事業及び研究開発の推進に伴い、減価償却費や人件費等が増加したことにより、当事業年度における営業利益は144,281千円（前年同期比38.1%減）、経常利益は131,790千円（前年同期比33.4%減）となり、また、当期純利益は76,534千円（前年同期比29.8%減）となりました。

1：アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療：Immune maximizing therapy for cancer)

がん免疫療法に分類される、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心として、これに化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、患者の免疫機能を最適化・最大化させて効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ49,393千円増加し、671,028千円となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は186,486千円（前年同期と比べ59,383千円の減少）となりました。その主な内訳は、税引前当期純利益140,256千円、減価償却費205,530千円、売上債権の増加43,491千円、法人税等の支払129,243千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は230,958千円（前年同期と比べ27,516千円の減少）となりました。その主な内訳は基盤提携医療機関支援の為の有形固定資産の取得等による支出230,452千円、有形固定資産の売却による収入23,838千円、投資有価証券の取得による支出36,750千円、長期預り金の受入による収入18,207千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は93,866千円（前年同期と比べ377,674千円の減少）となりました。その主な内訳は、運転資金の短期借入による収入142,000千円、長期借入による収入330,000千円、社債の発行による収入146,442千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入22,988千円、短期借入金返済による支出307,534千円、長期借入の返済による支出42,600千円、社債の償還による支出80,500千円、リース債務の返済による支出42,558千円、割賦債務の返済による支出62,687千円、配当金の支払額11,573千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
医療支援事業	1,145,832	117.5
合計	1,145,832	117.5

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日		当事業年度 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	245,387	25.2	193,462	16.9
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	193,366	19.8	180,927	15.8
医療法人 クリニックサンルイ	209,763	21.5	148,537	13.0
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック	60,965	6.3	115,612	10.1

3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4 セレンクリニック及びミッドランドクリニックは、平成21年 4 月 1 日付で医療法人社団として認可され、上記のとおり名称を変更しております。

5 クリニックサンルイは、平成21年 9 月 1 日付で医療法人として認可され、上記のとおり名称を変更しております。

6 新横浜かとうクリニックは、平成22年12月 1 日付で医療法人社団として認可され、上記のとおり名称を変更しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（メトロノーム化学療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指し、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療」の提供を行っており、対処すべき課題を以下のように考えております。

(1) 樹状細胞ワクチン療法の課題

人工抗原の獲得

人工抗原は、樹状細胞ワクチン療法を行う上でもっとも重要な物質の一つになります。抗原のラインナップを多くすることで、樹状細胞ワクチン療法の適応対象を拡大、その効果を高めることができると考えられます。

当社はこれまで、6種類に及ぶWT1ペプチドにつき樹状細胞ワクチン療法等への応用に関する独占的の特許実施許諾契約を締結しております。また、がん抗原「サーバイピン」を標的にできるペプチドの専用実施権設定契約を締結しております。このペプチドはWT1ペプチドと組み合わせることも可能であるため、今後、さらに当該療法の効果を高めることが期待されます。

WT1ペプチド

平成21年9月、米国癌研究会議（AACR）の学会誌であるClinical Cancer Research誌（2009年15巻5323～37頁）において、75種類のがん抗原中、理想的ながん抗原として第1位に選ばれました。

樹状細胞の質及び培養効率の向上

樹状細胞ワクチン療法の臨床効果を高める大きな要素として、投与される樹状細胞の質があります。当社の樹状細胞の培養技術・ノウハウは、東京大学医科学研究所及び徳島大学における臨床研究に基づいており、また、実地医療で症例を重ねることにより常に改善がなされていますが、さらなる品質の向上、効率的な培養方法の確立に向けて、改善を継続していく必要があると考えております。

(2) アイマックスがん治療の課題

当社はアイマックスがん治療の質をさらに高めることを目的に、樹状細胞ワクチン療法と化学療法（メトロノーム化学療法）との併用効果及び樹状細胞ワクチン療法と放射線療法（低侵襲放射線療法）との併用効果等について研究を進めておりますが、その克服すべき課題を以下のように考えております。

技術・ノウハウの改良

樹状細胞ワクチン療法に化学療法（メトロノーム化学療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を併用することで樹状細胞ワクチン療法単独より高い臨床効果が得られることが解ってきております。当社は、大学病院や医療センターと共同で、これら併用療法に関する研究を行い、アイマックスがん治療の技術・ノウハウをさらに改良してまいります。

評価方法の確立

アイマックスがん治療を構成する各々の療法についての臨床効果は既に科学的な検証がされているものもありますが、これらの治療を併用したアイマックスがん治療は、複合的に影響を及ぼすため、その臨床効果の科学的な評価方法は確立しておりません。今後、アイマックスがん治療の普及を進めるためにも、各々の治療の科学的な検証を進め、それをベースに当該治療の適切な評価方法を確立していく必要があると考えております。

(3) 医療従事者・患者の理解獲得

従来、一般的に、医療従事者は保険診療以外の治療、いわゆる自由診療を薦めることはほとんどありませんでした。また、樹状細胞ワクチン療法及び同療法を中心とするアイマックスがん治療は新しい治療技術・ノウハウであり、現状、これらに対する医療従事者及び患者の認知・理解は十分には広まっていないものと認識しております。

樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の普及を進めるには、医療従事者及び患者双方に理解頂く必要があります。したがって、当社は、契約医療機関における症例実績や新たな技術・ノウハウについて学会やセミナー、メディア活動を通じて情報提供することで、医療従事者及び患者のさらなる認知・理解を得られるよう進めてまいります。

(4) 細胞加工技術コンサルタントの確保・教育

当社は、これまで契約医療機関の細胞培養技術者に対して、樹状細胞をはじめとする、治療に用いる細胞を培養できる高度な技術について指導してまいりましたが、今後、契約医療機関を増やしていくに際しては、このような高度な細胞培養技術を指導できる、細胞加工技術コンサルタントをいかに確保・教育していくかが課題になります。

この課題に対しては、優秀な人材の計画的な採用及び教育管理体制の強化により、契約医療機関の細胞培養技術者を安定的に教育、監督できる体制を整えることで対応してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社として必ずしも事業上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資への判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社はこれらの事業等へのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 当社の事業に関するリスクについて

(1) 治療費及び患者数について

当社は、当該治療法に係る技術・ノウハウ等を提供し、契約医療機関で実施される治療数に応じて対価を受取っております。このため、治療費と患者数の動向は当社収益に大きな影響を与える要素となります。

今後、当該療法をはじめとするがん免疫療法の普及過程において、何らかの理由で治療費が低下し、当社が受けとる対価の価格等が見直された場合や、契約医療機関における患者数の減少が起こった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社とのサービス対価に係る価格競争について

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療は、その新規性及び成長性から、これに着目した新規参入企業や既存業者との競争が今後激化していく可能性があります。また、当社が技術・ノウハウを提供している樹状細胞ワクチン療法は、免疫療法の一つに分類され、その中に含まれる他の治療法と類似のものとみなされる可能性があります。当社としては、そのような他の治療法との差別化に努めてまいりますが、各種免疫療法を提供する複数の同業他社の参入及び競争激化に伴い、提供サービスの対価に係る価格競争が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業界イメージの低下について

当社が技術・ノウハウを提供している樹状細胞ワクチン療法は、現時点においては、自由診療で実施されております。自由診療は、保険診療のような厳しい臨床試験を経ずに行うことが可能であることから、相対的にその内容は玉石混交の状態となっており、免疫療法を提供する一部競合先が十分な品質を維持していない技術・ノウハウまたはサービスを提供する等により、トラブルを起こす可能性もあります。そのような事態が発生した場合には、免疫療法に対するイメージが低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市場動向及び需要動向について

当社の収益は、がん治療市場の動向、自由診療市場の動向、がん免疫療法市場の動向、ひいては樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療に対する需要動向に左右されるものと認識しております。今後、人口の減少、がん予防技術の向上・普及によりがん罹患数の減少が起こった場合や、保険診療での新規がん治療選択肢の拡大により自由診療での治療数の減少、あるいはがん免疫療法領域で樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療以外の治療が台頭した場合等には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5)技術革新について

当社の事業対象領域であるがん治療の分野は、技術革新のスピードが速く、新しい治療薬や治療方法の研究開発が盛んに行われております。当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療も新しい知見をもとに、常に改良を続けていく必要があるとの認識のもとで研究開発を行っておりますが、今後、他社の技術開発が先行し、当社が技術革新に遅れをとり、結果として競争力を失った場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6)品質管理支援体制について

当社は樹状細胞ワクチン療法の技術・ノウハウを契約医療機関に提供しておりますが、細胞培養は各々の契約医療機関で行われており、当社では行っておりません。

当社では、契約医療機関に対して、以下について徹底することで、高品質の治療用細胞が培養できるよう支援しております。

- (a)細胞培養をGMP基準に準拠した空気清浄度を持つ細胞加工施設で行うことで、細胞加工工程において無菌性を保ち、細菌汚染を防ぐよう努める。
- (b)全ての作業工程を標準作業手順書（SOP）に取りまとめ、それに基づいて行うように指導することで、細胞加工工程における人為的なミスの発生を極力防ぐよう努める。
- (c)細胞培養液や試薬等、細胞培養に必要な資材について、供給元との厳密な購買契約に基づいて購入するよう指導することで、不良品の混入や劣化を未然に防ぎ、また、仕入・保管・検査体制の充実化に努める。
- (d)当社医療事業部が、契約医療機関に対して定期的に細胞の品質や施設運営に関する監査を行うことで、品質の低下を防ぐように努める。

ただし、上記の対応を徹底したとしても、何らかの理由により、契約医療機関で培養する細胞の品質、ひいては提供する医療の質が低下する可能性はあり、その場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状態の異常な変動

(1)社歴が浅いことについて

当社は、平成16年6月の設立以降、医療支援事業を行っており、営業収入は第2期より計上しております。第1期から第3期まで経常損失、当期純損失となっておりますが、第4期より経常利益、当期純利益を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスとなっております。また、当社は、基盤提携医療機関に対して設備の賃貸を行うための設備投資を行っており、第4期より投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。

上記のように、当社は、平成16年6月に設立された社歴が浅い会社であることから、将来の不確定要因も多いと考えられます。また、期間業績比較を行うために十分な財政状態、経営成績の過去実績を有していないことから、過去の経営成績及び財政状態から今後の当社の業績を予測し、投資判断を行う材料としては、十分でない可能性があります。

(2)資産の減損の発生可能性について

当社は、基盤提携医療機関へ設備の賃貸を行うための設備投資を行っており、固定資産の評価について「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後、何らかの事情で新たな減損損失が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響

を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度末において将来の販売可能性が低い専用実施権については実質的に遊休資産に該当すると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

3. 特定の取引先・製品・技術等への依存

(1) 特定の販売先への依存について

当社の技術・ノウハウ等の提供先は医療機関であり、現状、特定の基盤提携医療機関に対する依存度は高いものとなっております。今後、契約医療機関が増加するにつれて、特定の基盤提携医療機関への依存度は低下してくるものと考えておりますが、今後の新規基盤提携医療機関の開拓の遅れ、既存の基盤提携医療機関の当社との取引方針の変更等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第5期事業年度 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日		第6期事業年度 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日		第7期事業年度 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	230,797	42.3	245,387	25.2	193,462	16.9
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	30,241	5.5	193,366	19.8	180,927	15.8
医療法人 クリニックサンルイ	151,099	27.7	209,763	21.5	148,537	13.0
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック	14,200	2.6	60,965	6.3	115,612	10.1
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	—	—	29,612	3.0	100,952	8.8

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 セレンクリニック及びミッドランドクリニックは、平成21年4月1日付で医療法人社団として認可され、上記のとおり名称を変更しております。
3 クリニックサンルイは、平成21年9月1日付で医療法人として認可され、上記のとおり名称を変更しております。
4 新横浜かとうクリニックは、平成22年12月1日付で医療法人社団として認可され、上記のとおり名称を変更しております。

(2) 契約医療機関との契約について

当社では樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療等の実施に係る提携契約を契約医療機関と締結しており、原則契約期間満了後については、一定期間前までに双方いずれからも別段の意思表示がなければ、自動継続することになっております。しかしながら、各契約医療機関の経営方針の変更や、当社に起因する各契約医療機関との契約における解約事項に抵触するような事態の発生等により契約が解除された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)契約医療機関の医師及び培養担当者への依存について

当社の収益は、主として契約医療機関において行われる治療行為・細胞培養を基礎としておりますが、治療行為の実施については医師の判断等に依存し、細胞培養は培養技術者の手技に依存することとなります。今後、契約医療機関において樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療に詳しい医師や細胞培養に精通した培養技術者が退職する等、何らかの理由により適切な治療が実施できなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)知的財産権の侵害について

当社が他社の特許等知的財産権を侵害する可能性につきましては、技術顧問を通じて、技術や特許の調査を行うことで、侵害が生じないように努めております。しかしながら、技術競争の激しいがん治療分野において当社の認識していない特許等知的財産権が成立する可能性はあり、その場合、他社の権利に抵触する可能性があります。

(5)技術・ノウハウの流出について

当社は、契約医療機関に対する、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の技術・ノウハウの提供を主たる収益基盤としております。当社は、契約医療機関との間で秘密保持契約を締結し、加えて、契約医療機関と従業員等関係者との間での秘密保持契約締結の徹底についても指導しております。また、機密性の高い書類等の保管・取扱方法についても厳密な取り決めを行っております。これらに加え、アイマックスがん治療の中心的な治療法である樹状細胞ワクチン療法に関連する物質特許の専用実施権や独占使用権等の取得を進め、万が一、当社の技術・ノウハウが流出した場合でも、当社との契約が無ければ、同様の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療が行えないよう対策をとっております。しかしながら、これらの技術・ノウハウが流出した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6)権利者から許諾を得られない可能性について

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法において、WT 1 ペプチドを人工抗原として用いる場合がありますが、これは、権利者より当該ペプチドの使用に関する独占使用権を得て行っております。今後、権利者の方針変更や、当社に起因する契約の解約事項に抵触するような事態の発生等により、権利許諾に係る費用の増加や権利者から許諾を得られなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)研究開発及び研究開発費用について

当社では、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の臨床効果向上を目指すとともに、その他の中長期的な収益基盤の確立を目指して、複数の大学等と共同で様々な研究開発を行っております。今後、大学等の方針変更や研究開発期間の長期化等により、研究開発費用が増大した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

(1) 特定人物への依存について

代表取締役社長矢崎雄一郎は、当社の最高経営責任者であり、医師・研究者としても樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療並びにその他先端医療技術に関する豊富な知識、経験を持ち、医療機関や医療に係る研究機関との間で築いてきた人脈に基づく営業力を発揮する等、当社の事業活動に多大な影響を与えてまいりました。したがって、今後何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成22年12月31日現在、取締役6名、監査役3名及び従業員49名と組織が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図る方針であり、内部管理体制もこれに合わせて強化していく予定ですが、事業の拡大や人員の増強に対して適切かつ十分な組織体制が構築できなかった場合や相当数の社員が短期間に退職した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保・育成等について

当社の事業運営においては、研究者や細胞加工技術コンサルタント等の専門性を有する人材の確保・育成が重要となっております。当社では優秀な人材の確保及びOJT等を通じた人材育成に努めております。しかしながら、優秀な人材の確保ができない場合、また人材育成が図れない場合には、事業拡大の制約要因となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新株予約権（ストック・オプション）及び付与について

当社は、新株予約権（ストック・オプション）制度を採用しております。

ストック・オプションの内容については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 及び (9) スtock・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

既存の新株予約権が権利行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成22年12月31日現在、発行済みの新株予約権の目的である株式は610,000株であり、これらすべてが行使された場合には、平成22年12月31日の発行済株式総数12,079,000株の5.05%に相当しております。

当社は、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続していくことを検討しております。したがって、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストック・オプションに関しては、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）によりストック・オプションの費用計上が義務付けられているため、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) ベンチャーキャピタルについて

平成22年12月31日現在、株式上場前から保有しているベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合の当社株式数は2,092,828株であり、平成22年12月31日現在の発行済株式総数に対する所有割合は17.32%であります。

一般的にベンチャーキャピタル等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることとされており、当社の株式を所有するベンチャーキャピタル等は今後その所有する当社株式を売却することが想定されます。この株式売却により、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、それに伴い当社株式の市場価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 広告宣伝・マーケティングについて

当社が契約医療機関に提供する支援サービスの主な内容に、契約医療機関の広告宣伝・マーケティングがあります。当社では、アイマックスがん治療の普及や契約医療機関の集患を目的に、今後、積極的に広告宣伝・マーケティングを行っていく考えであります。これらについて当社の期待した効果が得られない場合には、当社の業績や事業に影響を与える可能性があります。

(7) 社内倫理基準（審査体制）について

当社では、社外の専門家を含む委員で構成される倫理委員会を設置しております。倫理委員会では契約医療機関で実施する新規治療等について、その倫理上、安全管理上の妥当性、またその実施の可否を判断し、そこで承認された治療に係る技術・ノウハウを契約医療機関に提供しております。契約医療機関との契約により、当社が技術・ノウハウを提供した治療については、契約医療機関での責任のもとで行うこととなっておりますが、何らかの要因によって医療事故等が発生し、医療機関及び患者からの当社に対する信用が失墜することにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制等について

当社の提供するサービスに影響を与える主な法令としては、薬事法、医師法及び医療法等があり、例えば薬事法第12条は「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として医薬品等の製造販売をしてはならない。」と、医師法第17条は「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定しています。

当社の技術・ノウハウの実施につき、細胞培養は契約医療機関の職員が同医療機関の医師の指導のもとで行い、細胞培養を含む一連の治療は同一の医療機関で完結するようになっております。また、当社は、契約医療機関に対して技術・ノウハウの提供を行うのみであり、契約医療機関の経営に関与するものではありません。

当社は創業時にこれらの法令に抵触することがないように慎重にビジネスモデルを構築しておりますので、現在のところこれらの法令に抵触する事実はございませんが、今後、関連する法的規制等の変更によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. 重要な訴訟事件等の発生

(1) 治療に係る訴訟等について

当社はこれまで、契約医療機関及び契約医療機関の患者やその関係者からの損害賠償を求める訴訟等を起こされたことはありませんが、今後何らかの理由により、それらが生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6. その他

自然災害等に関するリスクについて

地震等の自然災害等の発生は予測不能ではありますが、自然災害等が発生して当社及び契約医療機関が被害を受けた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業展開について

当社は、樹状細胞ワクチン療法等の技術・ノウハウを契約医療機関へ提供しておりますが、さらなる企業価値向上のため、新たなビジネスモデルの構築、関連事業の推進、海外展開等の新規事業にも積極的に取り組んでおります。事業投資には十分な研究、調査を行っておりますが、市場環境が急速に変化する場合や想定以上に人材の確保、設備の増強等追加的な費用が発生した場合、また大幅に事業計画が遅れた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社 癌免疫研究所	日本 ～ 米国 、 中国	癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原 (日本出願番号：特願2000-562398) (米国特許番号：登録7030212 WT1 126-134) (中国特許番号：99810209.1) WT1改変ペプチド (日本特許番号：登録3728439 3819930) (中国特許番号：02807025.9) WT1由来の癌抗原ペプチド (日本出願番号：特願2006-511744) WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド (日本出願番号：特願2005-515303) HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号：特願2006-045287) HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号：特願2006-355356)	樹状細胞の体外処理及びそのための使用、製造及び販売に限定した、独占の特許実施許諾契約	平成19年5月1日から 平成28年12月31日まで
株式会社 癌免疫研究所	日本 ～ 米国 、 中国	癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原 (日本出願番号：特願2000-562398) (米国特許番号：登録7030212 WT1 126-134) (中国特許番号：99810209.1) WT1改変ペプチド (日本特許番号：登録3728439 3819930) (中国特許番号：02807025.9) WT1由来の癌抗原ペプチド (日本出願番号：特願2006-511744) WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド (日本出願番号：特願2005-515303) HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号：特願2006-045287) HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、及びそれを含む医薬組成物 (日本出願番号：特願2006-355356)	WT1-CTLの作製及び利用を目的とする使用、製造及び販売に限定した独占の特許実施許諾契約	平成20年2月20日から 平成28年12月31日まで
株式会社 バイオミュランス	日本国内 及び 全世界	HLAクラス 分子に提示されるサーバイピン の部分ペプチドとその利用法 (特許出願番号：特願2008-093292)	本特許発明の全部 (製造、販売、リース等)についての 独占の実施許諾	平成21年3月30日から 平成31年3月29日まで 本特許権の存続期間が 満了するまで自動更新

(2) 技術支援契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
医療法人社団 明芳会 板橋中央総合病院	日本	免疫療法を行うための知識、ノウハウの提供	コンサルティング 契約	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成19年1月5日から 平成19年12月31日まで 以降1年毎自動更新
社会医療法人 北斗 北斗病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成19年1月12日から 平成24年12月31日まで 以降5年毎自動更新
医療法人 クリニックサンレイ	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成19年9月3日から 平成20年8月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成19年11月7日から 平成29年11月6日まで 以降5年毎自動更新
花園クリニック 院長 桑原美苗	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成20年3月14日から 平成30年3月13日まで 以降5年毎自動更新
医療法人社団 神樹会新横浜かとう クリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成20年7月3日から 平成30年7月2日まで 以降5年毎自動更新
国立大学法人 信州大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成20年8月1日から 平成30年7月31日まで 以降5年毎自動更新
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成20年9月11日から 平成21年8月31日まで 以降1年毎自動更新
特定医療法人 北楡会 札幌北楡病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成20年9月19日から 平成22年9月18日まで 以降2年毎自動更新
医療法人社団 博心厚生会仙台駅前 アエルクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成20年10月30日から 平成30年10月29日まで 以降5年毎自動更新
独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで 以降5年毎自動更新
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成21年5月8日から 平成22年5月7日まで 以降1年毎自動更新
国立大学法人 愛媛大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成21年8月1日から 平成26年7月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 医創会 (兵庫県神戸市中央区)	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成21年11月12日から 平成22年11月11日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 ミッドタウンクリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該 治療法と併用すること等により用いる他 の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権 の許諾	平成22年1月14日から 平成32年1月13日まで 以降5年毎自動更新

松本歯科大学病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法及び当該治療法と併用すること等により用いる他の治療法に関する技術及びノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成22年3月25日から平成27年3月24日まで 以降 1 年毎自動更新
国立大学法人 長崎大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法並びに先端のがん治療法に関する技術及びノウハウのコンサルティング業務の提供	コンサルティング 請負契約	平成22年12月1日から 平成27年11月30日まで

6 【研究開発活動】

当社は、中長期的な収益基盤として重要になると考えられる、がん治療・診断技術、及び再生医療等について、研究開発・事業化の検討を行っております。当事業年度における研究開発費の総額は、42,240千円であり、研究開発活動を示すと次のとおりであります。

1. がん治療技術

(1) がん抗原等の樹状細胞ワクチン療法への応用・開発

当社が実用化してまいりました樹状細胞ワクチン療法とは、本来数少ない樹状細胞（体内に侵入した異物を攻撃する役割を持つリンパ球に対して、攻撃指令を与える司令塔のような細胞）を体外で大量に培養し、患者様のがん組織やがんの特徴（がん抗原）を認識させて体内に戻すことで、樹状細胞からリンパ球にがんの特徴を伝達し、そのリンパ球ががん細胞のみを狙って攻撃するという新しいがん免疫療法で、いわゆる「がんワクチン」のひとつです。がん抗原は多数発見されており、人工的に作製したペプチドをがん抗原として使用することができますが、多くは、MHCクラスⅠと呼ばれるたんぱく質に結合するペプチドを用いております。当社は、WT1という多くのがんに存在する物質に由来するペプチドを樹状細胞ワクチン療法に用いる権利を有し、すでにWT1のMHCクラスⅡペプチドを樹状細胞ワクチン療法に用いる方法を実用化しており、かつ、継続的に研究開発を続けております。

近年、MHCの中でもクラスⅡと呼ばれる、免疫系細胞やがん細胞に局限して作られているたんぱく質に結合するペプチドの重要性が基礎研究で明らかにされております。当社はMHCクラスⅡに結合するWT1やサーバイピンⅡ等のペプチドの使用権も有しており、その実用化に向けて、基礎研究および臨床研究を積極的に行っております。

1：MHCクラスⅡ、クラスⅡ

MHCとは、細胞表面に発現する、抗原を提示する機能を持つたんぱく質であります。MHCには、クラスⅡとクラスⅢの2種類があります。

MHCクラスⅡは、血小板と赤血球以外の全ての細胞に存在します。樹状細胞のMHCクラスⅡにがん抗原ペプチドを結合させると、キラーTリンパ球という免疫担当細胞ががん抗原を認識して特異的に活性化し、がんを攻撃するようになります。

MHCクラスⅢは、主に樹状細胞などの抗原提示細胞で発現し、抗原となるペプチドを提示しています。ヘルパーTリンパ球という免疫担当細胞を特異的に活性化し、周囲の免疫反応を賦活化します。

2：サーバイピン

細胞の自然死を抑制する機能を持つたんぱく質であります。多種のがん細胞でサーバイピンが高発現していることが判明しております。

膵がん及び胆道がんを対象とした、WT1 MHCクラスⅡ及びMHCクラスⅢ ペプチドパルス³ 樹状細胞ワクチン療法

（研究パートナー：東京慈恵会医科大学附属柏病院）

当事業年度においては、進行膵がん及び進行胆道がんを対象とした、抗がん剤併用WT1ペプチドパルス樹状細胞ワクチン療法の臨床研究を開始するための、基礎検討を進めてまいりました。当該臨床研究では、WT1のMHCクラスⅡペプチドに加えてMHCクラスⅢペプチドを用いた樹状細胞ワクチン療法の安全性及び臨床効果の検討を行ってまいります。

3：パルス

樹状細胞に抗原ペプチドをとりこませ、MHCにペプチドを結合させることを指します。この工程を経て、樹状細胞はTリンパ球に抗原ペプチドを提示するようになります。

サーバイピン等の新規がん抗原（MHCクラスⅡペプチド）を用いたがん免疫療法
（研究パートナー：北海道大学、株式会社バイオイミュランス）

当事業年度においては、サーバイピン等のMHCクラスⅡペプチドを単独で投与する臨床研究により、安全性の確認と免疫機能解析を行い、樹状細胞ワクチン療法への応用について検討を開始いたしました。引き続き、MHCクラスⅡペプチドを樹状細胞ワクチン療法に応用するための基礎検討を継続的に行ってまいります。

口腔がんに対する樹状細胞ワクチン療法の再発予防効果の検証
（研究パートナー：愛媛大学）

当事業年度においては、口腔がんに対する自己がん組織を用いた樹状細胞ワクチン療法を3例実施し、再発予防効果について経過を追跡しております。引き続き臨床研究を継続してまいります。

腫瘍血管特異的抗原パルス樹状細胞ワクチン療法の研究開発
（研究パートナー：武蔵野大学、東京大学）

固形がんの多くは、栄養や酸素を補給するために腫瘍血管を有しております。がんは、由来する臓器や組織によって異なる特徴（がん抗原）を持っておりますが、腫瘍血管は、がんの由来する臓器や組織に関係なく共通した特徴を持っております。これまでに、腫瘍血管様内皮細胞株を特殊な条件下で培養し、腫瘍血管特異的抗原を発現させることに成功しており、当該抗原をパルスすることができる樹状細胞の培養法を確立しております。

当事業年度においては、腫瘍血管特異的抗原に対するヘルパーTリンパ球及びキラーTリンパ球などの特異的免疫応答を誘導する培養法の研究開発を進める予定でしたが、当社が実施権を有するがん抗原を用いた臨床研究に注力するため、本研究開発を一時中断しております。

（2）WT1ペプチドを用いた活性化リンパ球療法の研究開発

非特異的な免疫療法である活性化リンパ球療法は、体内のTリンパ球やNK細胞と呼ばれる免疫担当細胞を体外で大量に増殖させて、患者様に戻す治療法です。当社はこの活性化リンパ球療法の臨床効果をさらに高めるため、がん細胞に対して特異的に反応する活性化リンパ球の誘導法について開発を行っております。がん特異的Tリンパ球の誘導には、標的となる自己がん組織やペプチド等のがん抗原が必要ですが、これにWT1ペプチドを用いることで、WT1の特徴を持つがんに対し特異的活性化リンパ球療法が可能となります。

当社は、WT1ペプチドを活性化リンパ球療法に用いる権利を有しており、WT1 MHCクラスⅡペプチドを活性化リンパ球療法に用いる方法はすでに実用化しています。

活性化リンパ球療法においては、抗腫瘍効果を発揮する細胞としてNK細胞とMHCクラスⅡペプチドに反応するキラーTリンパ球が考えられていましたが、近年、MHCクラスⅡペプチドに反応するヘルパーTリンパ球も注目されています。

当事業年度においては、WT1 MHCクラスⅡペプチドを用いた活性化リンパ球療法の改良研究を行い、WT1 MHCクラスⅡペプチドを用いたWT1抗原特異的活性化ヘルパーTリンパ球療法についても基礎検討をしてまいりました。

２．再生医療

(1) ヒト胎盤由来細胞を用いた皮膚・血管の再生医療

(研究パートナー：東京大学)

当社は、胎盤由来の細胞が、血管新生や皮膚再生を促進する生理活性物質（サイトカイン）等を多量に分泌することを明らかにしてきました。

当事業年度においては、胎盤より抽出した有効成分の剤形について検討を行っており、可溶化抽出物をローションとして用いる方がより治療効果が高い事を見出しております。培養法及び剤形について基礎的な検証が出来たと想定されるため、今後は事業性の評価について検討を進めてまいります。

３．がん診断技術

(1) がん細胞に特異的に結合するモノクローナル抗体を用いたがん診断技術等の開発

(研究パートナー：東京大学)

これまでの研究により、当社保有のモノクローナル抗体がヒトのがん細胞に特異的に結合することを証明してきました。この結果、当該抗体が抗体医薬としての可能性が示唆されました。

当事業年度は、がんの診断薬としての精度を向上させるため、当該抗体を体内投与した際にがん局部に集積した時のみ蛍光するような複合体の作製に着手しております。現在、マウス担がんモデル（ヒト由来のがん細胞を移植した実験用マウス）に投与してその有用性の確認を行っております。

なお、当社の研究開発活動に関連する契約は、以下のとおりです。

技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
国立大学法人東京大学 （代理人 株式会社 東京大学ＴＬＯ）	日本	発明「細胞及び免疫誘導剤」 （産業財産権の出願番号：特願2005-205964号） にかかると技術、ノウハウ	独占通常実施権	平成18年 1 月31日から 平成22年10月31日まで
高橋 弘	日本	発明「白血病の検出方法及びそのための試薬」 （産業財産権の出願番号：特許3761861号）にか かる技術、ノウハウ	専用実施権 設定契約	平成19年 2 月16日から 平成38年 3 月31日まで
山下 直秀	日本	ヒト胎盤由来の間葉系細胞を含む医薬及び当 該細胞を用いたＶＥＧＦの製造方法 ヒト胎盤由来の間葉系細胞を含む皮膚外用剤	専用実施権 設定契約	平成21年 6 月30日から 平成35年 3 月31日まで 本特許の存続期間が満 了するまで自動更新

共同研究契約

相手方の名称	国名	研究題目	研究内容	契約期間
国立大学法人東京大学 （代理人 国立大学法人東京 大学医科学研究所）	日本	培養血管内皮細胞を抗原とし た癌の樹状細胞療法の開発	培養血管内皮細胞を抗原とし た癌の樹状細胞療法の開発	平成17年10月 1 日から 平成23年 3 月31日まで
武蔵野大学薬学部薬学研究所 ・薬物療法学教室	日本	腫瘍血管を標的とする横断的 な癌の樹状細胞療法の確立	腫瘍血管を標的とした樹状細胞療法開発を目的とする、動物モデルの開発	平成20年 2 月 1 日から 平成22年 1 月31日まで
国立大学法人東京大学	日本	癌特異抗原を認識する単ク ローン抗体を用いた新規治療薬の開発	癌細胞に特異的に結合する単クローン抗体を用いた新規抗体医薬品の開発	平成20年 7 月 1 日から 平成25年 6 月30日まで

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表作成において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、当社の財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は976,246千円で、前事業年度末と比べ82,879千円増加しております。これは主に、現金及び預金について金融機関からの借入、社債の発行等による増加と運転資金、設備投資、借入金の返済、社債の償還等による減少を合わせて49,393千円増加したことや、売掛金の増加43,491千円によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は743,116千円で、前事業年度末と比べ127,659千円増加しております。これは主に、基盤提携医療機関等への設備投資による増加311,356千円、投資有価証券の増加36,750千円、貸倒引当金の戻入による増加13,442千円、減価償却費の計上による減少205,530千円、減損による無形固定資産の減少6,354千円、旧本社賃貸契約終了等による敷金の減少7,800千円によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は364,601千円で、前事業年度末と比べ72,299千円減少しております。これは主に、1年内償還予定の社債の増加46,000千円、短期借入金等の減少47,134千円、未払法人税等の減少76,553千円によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は413,902千円で、前事業年度末と比べ195,020千円増加しております。これは主に、長期借入金の増加169,000千円、社債の発行による増加23,500千円、新規契約に伴うリース債務の増加24,470千円、長期預り敷金の増加18,207千円、リース債務の返済による減少22,481千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は940,857千円で、前事業年度末と比べ87,817千円増加しております。これは主に、当期純利益の計上76,534千円、新株予約権の行使に伴う資本金及び資本剰余金の増加23,232千円、利益剰余金の配当11,836千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

(営業収入)

当事業年度における営業収入は1,145,832千円（前年同期比17.5%増）となりました。

増加の要因は、当社の契約医療機関での集患が順調に推移したこと、提携医療機関が増加したことによるものであります。

(営業総利益)

当事業年度における営業総利益は、営業収入の増加に伴い1754,709千円（前年同期比4.4%増）となりました。営業総利益率は、契約医療機関の増加に伴う、細胞加工技術コンサルタントの人員増強による人件費、出張に係る旅費交通費の増加、減価償却費及び固定資産税の負担増加等により、前事業年度の74.2%から65.9%となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、610,428千円（前年同期比24.7%増）となりました。主な要因は、事業拡大に伴う人件費及び関連経費、広告（マーケティング）関連費用の増加によるものであります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は144,281千円（前年同期比38.1%減）となりました。技術・ノウハウの提供を開始した基盤提携医療機関の増加、新規提携医療機関の開拓、新規事業及び研究開発の推進に伴い、減価償却費や人件費等が増加したことによるものであります。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は131,790千円（前年同期比33.4%減）となりました。営業外損益の主な要因は、銀行借入に対する支払利息、社債利息及びその発行費用によるものであります。

(特別損益)

当事業年度において特別利益として17,754千円及び特別損失として9,288千円を計上しております。これらは固定資産の売却益7,145千円、前期に認識した貸倒引当金の戻入益10,609千円、専用実施権の減損損失6,354千円等によるものであります。

(当期純利益)

以上により、当事業年度における当期純利益は76,534千円（前事業年度における当期純利益109,075千円に比べ32,541千円の減少、前年同期比29.8%減）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、当事業年度においても新規基盤提携医療機関のための設備投資を行ってまいりました。この資金は、主に銀行借入により調達した資金及び社債の発行によるものであります。また、事業基盤強化に向けた積極的な取り組みとして、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の普及活動、当社の技術・ノウハウ向上のための研究開発活動等の活動資金、既存基盤提携医療機関の品質保持・向上のための追加設備投資資金等、機動的な活動資金確保のために借入金による資金調達を行っております。

なお、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、311,356千円であり、新規基盤提携医療機関への設立支援のための設備投資、既存基盤提携医療機関への追加設備投資等を中心とし、以下のとおり実施いたしました。

(単位：千円)

事業所名又は契約医療機関名 (所在地)	建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	リース 資産	計
本社 (東京都千代田区)	-	6,932	1,205	-	8,137
御徒町事務所 (東京都台東区)	1,263	5,776	-	-	7,040
医療法人社団 医創会 セレンクリニック (東京都港区)	-	274	-	-	274
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック (愛知県名古屋市中区)	283	-	-	-	283
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸 (兵庫県神戸市中央区)	61,519	84,258	-	-	145,778
医療法人社団 ミッドタウンクリ ニック 東京ミッドタウンクリニック (東京都港区)	16,747	49,968	-	30,000	96,716
松本歯科大学病院 (長野県塩尻市)	8,125	44,999	-	-	53,125
総 計	87,940	192,210	1,205	30,000	311,356

2 【主要な設備の状況】

平成22年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所 設備	9,001	8,775	1,107	3,684	22,568	49
御徒町事務所 (東京都台東区)	研究開発 設備	1,070	7,961	-	-	9,031	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の設備はありません。

契約医療機関へ賃貸している主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

契約医療機関名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額(千円)				
		建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	合計
医療法人社団 医創会 セレンクリニック (東京都港区)	診療所設備・ 装置	36,860	11,141	-	215	48,217
医療法人 クリニックサンルイ (京都府京都市山科区)	診療所設備・ 装置	67,688	13,418	2,285	195	83,588
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック (愛知県名古屋市中区)	診療所設備・ 装置	29,697	15,888	19,376	-	64,962
特定医療法人 北楡会 札幌北楡病院 (北海道札幌市白石区)	細胞培養設備 機器	5,992	4,444	27,733	-	38,170
医療法人社団 神樹会 新横浜かとうクリニック (神奈川県横浜市港北区)	細胞培養設備 機器	971	14,767	-	-	15,739
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック (福岡県福岡市中央区)	診療所設備・ 装置	37,426	39,276	-	-	76,703
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸 (兵庫県神戸市中央区)	診療所設備・ 装置	54,096	55,750	-	-	109,846
医療法人社団 ミッドタウンクリニック 東京ミッドタウンクリニック (東京都港区)	細胞培養設備 機器	14,479	34,675	28,500	-	77,655
松本歯科大学病院 (長野県塩尻市)	細胞培養設備 機器	6,974	30,736	-	-	37,710

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,328,000
計	40,328,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,079,000	12,177,000	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	完全議決権株式で株主の 権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	12,079,000	12,177,000	-	-

(注) 1 . 提出日現在の発行数には、平成23年 3月 1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 . 当事業年度末日後、新株予約権の行使により、発行済株式数が増加しております。

3 . 大阪証券取引所 (J A S D A Q 市場) は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びN E O 市場とともに、新たに開設された同取引所 J A S D A Q に統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年4月25日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	20個	0個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株	0株
新株予約権の行使時の払込金額	25円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 25円 資本組入額 12.5円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた取締役、および従業員は、権利行使時において、当社の取締役、又は従業員の地位にあることを要す。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	190個	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	190,000株	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する には、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得 するには、取締役会の承認を 要する。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年3月10日(注)1	975	8,452	36,562	134,318	-	27,506
平成18年12月25日(注)2	160	8,612	6,000	140,318	-	27,506
平成19年7月30日(注)3	1,470	10,082	107,310	247,628	107,310	134,816
平成20年3月28日(注)4	-	10,082	-	247,628	14,740	120,075
平成20年8月1日(注)5	998,118	1,008,200	-	247,628	-	120,075
平成20年12月6日(注)6	9,073,800	10,082,000	-	247,628	-	120,075
平成21年3月25日(注)7	1,000,000	11,082,000	142,600	390,228	142,600	262,675
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日(注)8	755,000	11,837,000	16,115	406,343	15,465	278,140
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日(注)9	242,000	12,079,000	11,666	418,009	11,566	289,706

(注) 1 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額37,500円

割当先 矢崎雄一郎 他3名

2 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額37,500円

割当先 岡本正人

3 有償第三者割当 発行価格146,000円 資本組入額73,000円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合 他4名

4 その他資本剰余金への振替による資本準備金の減少

5 株式の分割 1:100

6 株式の分割 1:10

7 有償一般募集増資(ブックビルディング方式)

発行価格310円 引受価額285.20円 資本組入額142.60円 払込金総額285,200千円

8 新株予約権行使による増加

9 平成23年1月1日から平成23年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が98,000株、資本金が5,954千円及び資本準備金が5,934千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	7	23	34	10	4	5,144	5,222	-
所有株式数 (単元)	-	9,963	3,471	22,970	754	58	83,558	120,774	1,600
所有株式数 の割合(%)	-	8.25	2.87	19.02	0.62	0.05	69.19	100.00	-

(注) 自己株式は、「単元未満株式の状況」に11株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	株式総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
矢崎 雄一郎	東京都渋谷区	4,188	34.67
ユーテック一号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷7-3-1	2,092	17.32
堀永 賢一朗	東京都渋谷区	468	3.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	434	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2-11-3	201	1.66
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	118	0.97
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	91	0.75
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投 資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	73	0.61
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	68	0.56
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	68	0.56
計		7,804	64.61

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,077,200	120,772	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 1,600	-	
発行済株式総数	12,079,000	-	
総株主の議決権	-	120,772	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テラ株式会社	東京都千代田区麹町四丁目7番地2	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成17年4月25日臨時株主総会決議（第1回ストック・オプション）

決議年月日	平成17年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 2 保有者の人数は、当事業年度末において2名ですが、平成23年1月にストック・オプションが行使されたため、平成23年2月28日現在は零名であります。

平成19年 9 月18日臨時株主総会決議（第 2 回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 2 保有者の人数は、当事業年度末において 6 名ですが、平成23年 1 月にストック・オプションが行使されたため、平成23年 2 月28日現在は 4 名であります。

平成19年 9 月18日臨時株主総会決議（第 3 回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 保有者の人数は、当事業年度末において 1 名であり、平成23年 2 月28日現在も同数であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	123	111
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（ - ）	—	—	—	—
保有自己株式数	211	—	—	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。したがって、競争力を保ちながら経済環境の変化に迅速に対応した事業展開を行うため、当社の業績及び財務体質を総合的に勘案し、内部留保の充実を考慮しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていく方針であります。また、今後の配当政策といたしましては、企業成長への再投資を重視しつつ、業績連動とし、当期純利益の10%程度を目標といたします。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当は、1株につき0.6円とさせていただきます。中間配当は実施しておりませんので、当事業年度の年間配当は1株につき0.6円となり、配当性向は9.4%となりました。

なお、当社は会社法第459条第1項の剰余金の配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会となっております。

(注) 基準日が当事業年度に属する配当は、以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日
平成23年2月17日 臨時取締役会	普通株式	7,247	0.60	平成22年12月31日

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	—	—	—	2,195	1,587
最低(円)	—	—	—	259	536

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前は、ジャスダック証券取引所N E Oにおけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11までは大阪証券取引所（N E O市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード）におけるものです。

2 当社株式は、平成21年3月26日からジャスダック証券取引所N E Oに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,020	807	803	742	727	815
最低(円)	863	577	636	536	606	651

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所（N E O市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		矢崎 雄一郎	昭和47年 1 月27日生	平成 8 年 4 月 平成12年11月 平成15年 4 月 平成16年 6 月 平成22年 1 月	東海大学附属病院勤務 ヒュービットジェノミクス(株)入社 東京大学医科学研究所 細胞プロセッシング寄付研究部門研究員 当社設立 代表取締役社長（現任） 株式会社アドバンスト・メディカル・ケア 取締役（現任）	(注) 3	4,188
専務取締役		飯野 直子	昭和35年 6 月10日生	昭和59年 4 月 平成21年 7 月 平成22年 3 月 平成22年 4 月 平成22年 5 月 平成23年 3 月	自治医科大学附属病院勤務 当社入社 事業企画室長 当社取締役兼経営戦略室長 当社取締役技術コンサルティング部長兼経営戦略室長 当社取締役技術コンサルティング部長 当社専務取締役（現任）	(注) 3	-
取締役	管理部門担当	山本 龍平	昭和40年12月26日生	平成 2 年 4 月 平成 7 年10月 平成15年 7 月 平成18年 7 月 平成19年 7 月 平成20年11月 平成21年 7 月 平成23年 1 月 平成23年 2 月	高橋龍雄税理士事務所入所 (株)インプレス入社 (株)クレセント入社 (株)アクアキャスト入社 当社入社 経理財務部長 当社取締役管理本部長兼経理財務部長 当社取締役管理本部長 当社取締役（現任） バイオ・メディカソリューション株式会社 取締役（現任）	(注) 3	50
取締役	医療事業部長	松原 秀樹	昭和39年 1 月21日生	昭和61年 4 月 平成 7 年 8 月 平成13年 1 月 平成16年 9 月 平成18年 7 月 平成21年10月 平成22年 4 月 平成23年 1 月 平成23年 2 月 平成23年 3 月	富士通株式会社入社 アーサー・D・リトル（ジャパン）株式会社入社 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 富士ゼロックス株式会社入社 株式会社医療情報総合研究所入社 株式会社日本アルトマーク入社 当社入社 経営戦略室長 当社 医療事業部長 バイオ・メディカソリューション株式会社 取締役（現任） 当社取締役医療事業部長（現任）	(注) 3	-
取締役	経営企画室長	蓮香 正英	昭和46年 1 月24日生	平成 5 年 4 月 平成12年 8 月 平成17年 2 月 平成19年 8 月 平成20年10月 平成23年 2 月 平成23年 3 月	株式会社日本長期信用銀行入行 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 株式会社インテクストラ入社 ネクステック株式会社入社 株式会社リサ・パートナーズ入社 当社入社 経営戦略室長 当社取締役経営戦略室長（現任）	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役		米満 吉和	昭和38年4月17日生	平成2年4月 平成4年4月 平成8年3月 平成8年4月 平成9年11月 平成11年5月 平成15年6月 平成16年10月 平成18年4月 平成18年4月 平成18年5月 平成21年10月 平成21年10月 平成22年7月 平成23年3月	九州大学医学部附属病院勤務（第二外科、救急部） 九州大学大学院医学系研究科外科系専攻 医学博士 九州大学医学部附属病院勤務（医員・第二外科） 英国ロンドン大学インペリアルカレッジ・遺伝子治療部門、リサーチアソシエート（ウェルカム財団・フェロー） 九州大学医学部附属病院助手 九州大学病院講師 九州大学大学院医学研究院助教授 千葉大学大学院医学研究院客員教授 ディナベック株式会社技術顧問（現任） 九州大学大学院医学研究院特任教授 九州大学大学院薬学研究院教授（現任） 広域医療法人財団医創会顧問（現任） 当社顧問 当社取締役（現任）	(注) 3	-
取締役		岡本 正人	昭和37年6月24日生	平成4年4月 平成5年9月 平成16年4月 平成16年10月 平成18年4月 平成18年4月 平成18年12月 平成19年12月	徳島大学歯学部附属病院勤務 同大学歯学部勤務 米国ノースウェスタン大学医学部病理学講座 Research Associate（平成6年1月～平成9年4月） 徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部勤務 徳島大学大学院口腔科学教育部講師 武蔵野大学薬学部薬物療法学研究室 客員教授（現任） 当社入社 最高科学責任者 当社取締役最高科学責任者兼研究開発部長 当社取締役（現任）	(注) 3	60
取締役		村山 光英	昭和39年8月20日生	平成元年4月 平成10年10月 平成12年2月 平成13年7月 平成15年10月 平成22年12月 平成23年1月 平成23年3月	株式会社日本長期信用銀行入社 長銀ウォーバーグ証券会社（現 UBS証券会社）入社 トランス・コスモス株式会社入社 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク（現 日本GE）入社 株式会社テトラコンサルティング代表取締役（現任） 当社入社 経営戦略室室長補佐 当社 管理本部長 当社取締役（現任）	(注) 3	-
取締役	(注) 1	大野 邦夫	昭和14年3月13日生	昭和36年4月 平成7年7月 平成13年7月 平成16年4月 平成19年7月 平成20年3月 平成22年3月	旭化成工業(株)入社 旭メディカル(株)取締役副社長 同社技術最高顧問 (株)ビーシーエス監査役 同社技術顧問 当社監査役 当社取締役（現任）	(注) 4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
監査役 (常勤)	(注) 2	遠藤 宣夫	昭和24年10月21日生	昭和58年 9月 昭和61年 7月 平成 3年 1月 平成 7年 1月 平成10年11月 平成14年 8月 平成15年 6月 平成17年 5月 平成19年 5月 平成22年 3月 平成22年 5月	日本エス・エム・エス株式会社 入社 株式会社ソリトンシステムズ 取締役管理本部長 アンガマンバス株式会社 代表取締役副社長 ベイネットワークス株式会社 カスタマーサービス 本部長 アセンドコミュニケーションズ株式会社 カスタ マーサービス本部長 ゾーン・テクノロジー株式会社 代表取締役 フォーティネットジャパン株式会社 代表取締役社 長 ジュニパーネットワークス株式会社 カスタマー サービス本部長 コスムコープ ソリューションズ インターナシヨナ ル日本支店代表 当社監査役 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	(注) 2	市川 正史	昭和44年 8月22日生	平成 6年10月 平成12年 1月 平成19年 3月 平成22年 4月 平成22年 5月	太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入 所 市川公認会計士事務所開設 当社常勤監査役 ビーブル株式会社取締役(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	52
監査役	(注) 2	鈴木 仁志	昭和41年 7月10日生	平成 9年 4月 平成10年 4月 平成19年 4月 平成22年 3月	和田法律事務所 勤務 鈴木仁志法律事務所 開設(現 鈴木法律事務所) 東海大学法科大学院 教授(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	-
計							4,350

- (注) 1 取締役大野邦夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役市川正史、遠藤宣夫及び鈴木仁志は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成23年3月30日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時
- 4 平成20年11月27日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
定時株主総会の終結の時

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社における企業活動は、企業理念を基本として、収益力の向上を図り、企業価値を継続的に高め、社会的責任を果たしていくことを企業経営の中心課題と捉えております。このような目的を継続的に維持達成していくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を維持することが不可欠であると認識しております。

そのため、当社では経営の透明性を高め、迅速かつ適切な情報開示を行い、株主をはじめとした各ステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、コンプライアンス体制の強化につとめております。

また、今後につきましても企業規模に応じて、随時コーポレート・ガバナンス体制を見直す等、持続的成長に資するような施策を図ってまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(a) 会社の機関等の基本説明

(取締役会)

当社の取締役会は社外取締役1名を含む6名で構成されております。取締役会は毎月1回定期的に、また必要に応じて臨時に開催しており、非常勤を含めた社外監査役の出席のもと、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。

(監査役会と監査役監査)

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（全員社外監査役）で構成されており、監査役間の連絡協働のため監査役会を毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役監査は常勤監査役を中心に実施しておりますが、非常勤監査役も業務を分担して、積極的に関与しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画にもとづき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(経営会議)

経営会議は、常勤取締役により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告・決議を行っており、毎週1回定期的に開催されております。なお、オブザーバーとして常勤監査役は毎回出席しております。

(内部監査室)

代表取締役社長直属の組織として内部監査室（1名）を設置し、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に報告されております。また監査結果に基づき、業務活動への支援・助言業務も行っております。監査計画の策定及び監査の実施にあたっては監査役と連携をとりながら行っており、監査役に対しての監査結果の報告もなされております。また会計監査人とも意見・情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

(会計監査人)

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の監査を受けております。なお、平成22年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び補助者は以下のとおりであります。

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

()業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 城戸和弘

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡久依

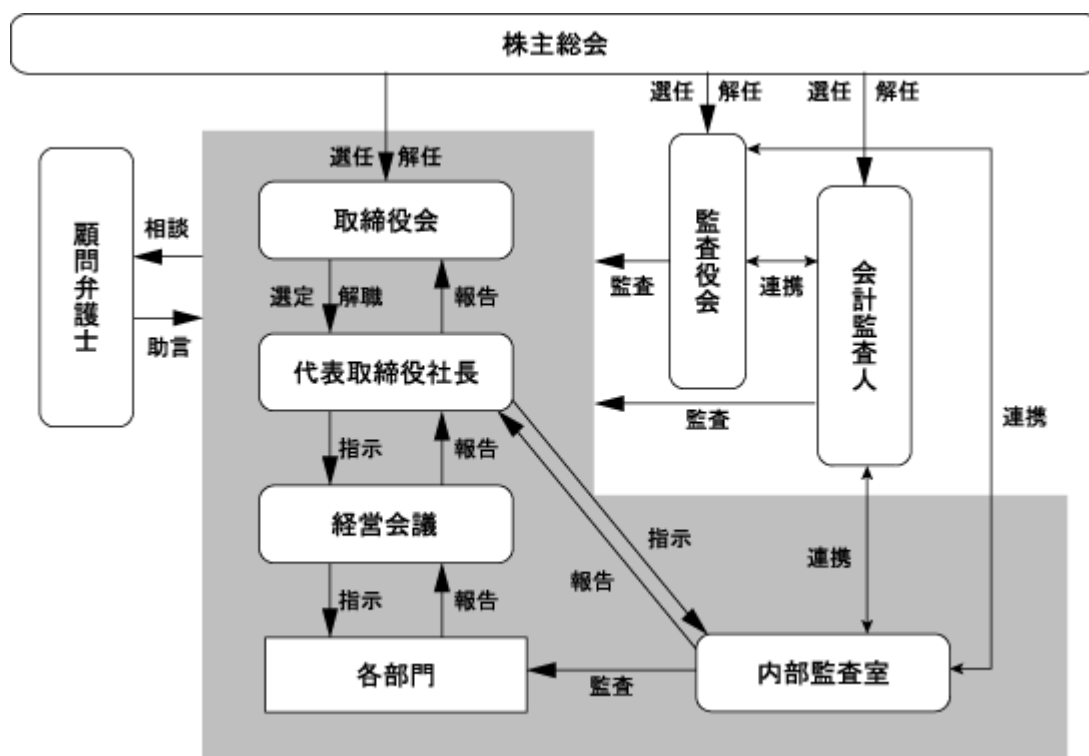
()監査業務における補助者の構成

公認会計士 5名

会計士補等 2名

(b)内部統制システムの整備及び運用の状況

透明性と公平性の確保に関して、各種規程を整備するとともに、運用の周知徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を果たすため、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、監査役及び会計監査人と連携し、その実効性を確保しております。



リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において経営リスクにつき活発な討議を行うことにより、リスクの早期発見及び未然の防止につとめております。また、業務上生じる様々なコンプライアンス上の判断を含む経営判断及び法的判断について、必要に応じ、弁護士、弁理士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の社外の専門家からの助言を受ける体制を整えるとともに、内部監査、監査役監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然の防止によるリスク軽減につとめております。

内部通報制度

当社内における組織的又は個人による違法・不正・反倫理的行為の防止を目的として、内部通報制度を設けております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	41,040	41,040	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	15,000	15,000	—	—	—	6

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 36,750千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (千円)	保有目的
(株)アドバンス・メディカル・ケア	3,500	36,750	取引関係強化のため

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役会の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的関係、取引関係、その他利害関係

社外監査役である市川正史は当社株式52,200株を保有しております。上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、大野邦夫氏1名を社外取締役として、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、遠藤宣夫氏、市川正史氏、鈴木仁志氏の3名を社外監査役として招聘しております。

当社の社外取締役につきましては、企業経営者としての豊富な経験・見識を生かし、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、社外監査役につきましては、遠藤宣夫氏は常勤監査役として、当社の監査に専念しており、市川正史氏は公認会計士として、鈴木仁志氏は弁護士として、それぞれの専門知識と経験を生かし、客観的な立場から監査をしております。

当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方

市場環境や技術動向の変化の激しい業界の中で、経営の健全性や適正性を確保・維持していくためには、専門的知識や業界における経験を有する者による経営が極めて重要であることから、社内取締役を中心とする取締役会構成としておりますが、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から社外取締役を招聘しております。

一方、監査役につきましては、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役の招聘に取り組むとともに、常勤監査役（社外監査役2名含む）を置いております。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

また、当社は同法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。責任の限度額は、社外取締役については、1,000千円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役については、法令が規定する額となっております。

並びに、当社は同法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。責任の限度額は、1,000千円以上であらかじめ定

めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び非常勤監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、社外取締役は1,000千円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額、非常勤監査役は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

また、会計監査人との間の監査契約において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、1,000千円又は会計監査人として在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

なお、常勤監査役との間においては損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

剰余金の配当等に関する事項

当社は、機動的な資本政策を行えるよう、会社法第459条第1項各号に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により可能とする旨を定款で定めております。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：千円)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
16,000	1,548	16,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を依頼し、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数、監査人数、監査内容等を勘案し、報酬の額の決定に際しては、代表取締役が監査役会の同意を得る旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）及び当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	621,634	671,028
売掛金	234,959	278,450
前払費用	19,180	14,205
繰延税金資産	9,877	825
未収入金	7,291	10,624
その他	422	1,110
流動資産合計	893,366	976,246
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	221,336	264,259
工具、器具及び備品（純額）	174,253	236,836
リース資産（純額）	90,038	79,003
建設仮勘定	2,625	-
有形固定資産合計	488,253	580,099
無形固定資産		
ソフトウェア	4,265	4,095
ソフトウェア仮勘定	-	2,709
特許実施権	35,895	23,791
無形固定資産合計	40,161	30,596
投資その他の資産		
投資有価証券	-	36,750
敷金	75,989	68,189
繰延税金資産	10,846	10,142
保険積立金	14,657	18,124
その他	1,124	1,348
貸倒引当金	15,575	2,133
投資その他の資産合計	87,041	132,420
固定資産合計	615,457	743,116
資産合計	1,508,823	1,719,362

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,920	4,575
短期借入金	182,734	17,200
1年内償還予定の社債	55,000	101,000
1年内返済予定の長期借入金	-	118,400
リース債務	24,604	28,300
未払金	43,836	60,700
割賦未払金	30,750	15,968
未払法人税等	81,100	4,546
未払消費税等	10,327	6,253
その他	5,627	7,656
流動負債合計	436,901	364,601
固定負債		
長期借入金	-	169,000
社債	110,000	133,500
リース債務	68,722	55,661
長期未払金	2,625	-
長期預り敷金	37,534	55,741
固定負債合計	218,882	413,902
負債合計	655,783	778,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	406,343	418,009
資本剰余金		
資本準備金	278,140	289,706
資本剰余金合計	278,140	289,706
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	168,703	233,400
利益剰余金合計	168,703	233,400
自己株式	147	258
株主資本合計	853,040	940,857
純資産合計	853,040	940,857
負債純資産合計	1,508,823	1,719,362

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業収入	974,861	1,145,832
営業原価	251,975	391,122
営業総利益	722,886	754,709
販売費及び一般管理費		
役員報酬	51,765	56,040
給料及び手当	72,603	123,955
法定福利費	12,507	18,926
広告宣伝費	114,591	123,408
交際費	27,102	15,235
旅費及び交通費	24,699	30,714
支払手数料	17,410	25,745
支払報酬	56,523	58,431
減価償却費	4,501	5,654
寄付金	25,332	31,880
研究開発費	39,769 ₁	42,240 ₁
貸倒引当金繰入額	2,000	-
その他	40,835	78,195
販売費及び一般管理費合計	489,642	610,428
営業利益	233,243	144,281
営業外収益		
受取利息	215	229
不動産賃貸収入	52,230	79,481
助成金収入	10,424	2,563
その他	461	3,051
営業外収益合計	63,331	85,325
営業外費用		
支払利息	6,127	8,431
社債利息	1,676	3,036
社債発行費	2,009	3,388
不動産賃貸原価	52,230	79,481
株式交付費	10,804	243
株式公開費用	11,646	-
支払保証料	-	1,242
貸倒引当金繰入額	13,574	-
その他	649	1,993
営業外費用合計	98,719	97,816
経常利益	197,855	131,790

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	² 7,145
貸倒引当金戻入額	-	10,609
特別利益合計	-	17,754
特別損失		
固定資産廃棄損	-	³ 1,442
減損損失	-	⁴ 6,354
リース解約損	-	1,491
リース会計基準の適用に伴う影響額	1,283	-
特別損失合計	1,283	9,288
税引前当期純利益	196,572	140,256
法人税、住民税及び事業税	103,875	53,966
法人税等調整額	16,378	9,756
法人税等合計	87,496	63,722
当期純利益	109,075	76,534

【営業原価明細書】

		前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		57,917	23.2	99,381	25.4
経費		189,315	75.8	291,740	74.6
商品仕入高		2,566	1.0	—	—
小 計		249,798	100.0	391,122	100.0
期首商品棚卸高		2,176		—	
期末商品棚卸高		—		—	
当期営業原価		251,975		391,122	

(脚注)

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。		経費の主な内訳は次のとおりであります。	
減価償却費	121,400千円	減価償却費	191,299千円
ライセンス使用料	31,123千円	ライセンス使用料	39,390千円
旅費及び交通費	14,788千円	旅費及び交通費	19,406千円
修繕費	7,817千円	消耗品費	9,954千円
特許実施権償却	5,416千円	コンサルティング料	5,980千円
租税公課	4,149千円	修繕費	5,789千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	247,628	406,343
当期変動額		
新株の発行	142,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	16,115	11,666
当期変動額合計	158,715	11,666
当期末残高	406,343	418,009
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	120,075	278,140
当期変動額		
新株の発行	142,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	15,465	11,566
当期変動額合計	158,065	11,566
当期末残高	278,140	289,706
資本剰余金合計		
前期末残高	120,075	278,140
当期変動額		
新株の発行	142,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	15,465	11,566
当期変動額合計	158,065	11,566
当期末残高	278,140	289,706
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	59,627	168,703
当期変動額		
剰余金の配当	-	11,836
当期純利益	109,075	76,534
当期変動額合計	109,075	64,697
当期末残高	168,703	233,400
利益剰余金合計		
前期末残高	59,627	168,703
当期変動額		
剰余金の配当	-	11,836
当期純利益	109,075	76,534
当期変動額合計	109,075	64,697
当期末残高	168,703	233,400

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
自己株式		
前期末残高	-	147
当期変動額		
自己株式の取得	147	111
当期変動額合計	147	111
当期末残高	147	258
株主資本合計		
前期末残高	427,331	853,040
当期変動額		
新株の発行	285,200	-
剰余金の配当	-	11,836
新株の発行（新株予約権の行使）	31,580	23,232
自己株式の取得	147	111
当期純利益	109,075	76,534
当期変動額合計	425,708	87,817
当期末残高	853,040	940,857
純資産合計		
前期末残高	427,331	853,040
当期変動額		
新株の発行	285,200	-
剰余金の配当	-	11,836
新株の発行（新株予約権の行使）	31,580	23,232
自己株式の取得	147	111
当期純利益	109,075	76,534
当期変動額合計	425,708	87,817
当期末残高	853,040	940,857

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	196,572	140,256
減価償却費	132,342	205,530
減損損失	-	6,354
リース会計基準の適用に伴う影響額	1,283	-
貸倒引当金の増減額（ は減少 ）	15,575	13,442
受取利息及び受取配当金	215	229
支払利息及び社債利息	7,804	11,468
助成金収入	10,424	2,563
株式交付費	10,804	243
株式公開費用	11,646	-
有形固定資産売却損益（ は益 ）	-	7,145
固定資産廃棄損	-	1,442
リース解約損	-	1,491
保険解約損益（ は益 ）	-	1,958
売上債権の増減額（ は増加 ）	56,414	43,491
たな卸資産の増減額（ は増加 ）	2,176	-
仕入債務の増減額（ は減少 ）	1,417	1,654
前払費用の増減額（ は増加 ）	12,056	5,396
未収入金の増減額（ は増加 ）	2,201	3,333
未払金の増減額（ は減少 ）	1,180	5,455
未払費用の増減額（ は減少 ）	2,556	300
未払消費税等の増減額（ は減少 ）	798	4,074
その他	7,668	16,405
小計	310,513	323,678
利息及び配当金の受取額	216	229
利息の支払額	7,678	12,029
助成金の受取額	15,202	3,852
法人税等の支払額	72,383	129,243
営業活動によるキャッシュ・フロー	245,869	186,486

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	188,500	230,452
有形固定資産の売却による収入	-	23,838
投資有価証券の取得による支出	-	36,750
無形固定資産の取得による支出	27,350	5,334
出資金の払込による支出	-	10
保険積立金の積立による支出	9,137	7,276
保険積立金の解約による収入	-	1,851
敷金の差入による支出	49,450	-
敷金の回収による収入	50	4,967
長期預り金の返還による支出	50	-
長期預り金の受入による収入	15,963	18,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	258,475	230,958
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	223,993	142,000
短期借入金の返済による支出	41,266	307,534
長期借入れによる収入	-	330,000
長期借入金の返済による支出	-	42,600
社債の発行による収入	96,708	146,442
社債の償還による支出	35,000	80,500
リース債務の返済による支出	21,830	42,558
割賦債務の返済による支出	45,300	62,687
株式の発行による収入	284,808	-
株式の発行による支出	21,604	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	31,178	22,988
自己株式の取得による支出	147	111
配当金の支払額	-	11,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	471,541	93,866
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	458,935	49,393
現金及び現金同等物の期首残高	162,698	621,634
現金及び現金同等物の期末残高	621,634	671,028

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	――	其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、建物（建物附属設備を除く） については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 14～17年 建物附属設備 8～18年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、償却年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間い ずれかの短い年数 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (3) リース資産 同 左
3．繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 株式交付費 同 左 (2) 社債発行費 同 左
4．引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同 左

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
5. キャッシュフロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
(リース取引に関する会計基準の適用) 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、貸借対照表については、有形固定資産が68,718千円、流動負債が20,082千円、固定負債が51,508千円増加し、損益計算書については、営業利益が2,966千円増加、経常利益が1,589千円減少し、税引前当期純利益が2,872千円減少しております。	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
(損益計算書) 当事業年度から販売費及び一般管理費の「消耗品費」(当事業年度6,789千円)は、重要性が乏しくなったため、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)		当事業年度 (平成22年12月31日)	
固定資産の減価償却累計額		固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	245,352千円	有形固定資産の減価償却累計額	423,901千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)						
1 研究開発費の総額	1 研究開発費の総額						
一般管理費に含まれる研究開発費 39,769千円	一般管理費に含まれる研究開発費 42,240千円						
	2 固定資産売却益は、リース資産7,145千円であります。						
	3 固定資産廃棄損は、工具、器具及び備品1,442千円であります。						
	4 減損損失						
	当事業年度において、当社では、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。						
	<table><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>金額 (千円)</th></tr><tr><td>遊休資産</td><td>専用実施権</td><td>6,354</td></tr></table>	用途	種類	金額 (千円)	遊休資産	専用実施権	6,354
用途	種類	金額 (千円)					
遊休資産	専用実施権	6,354					
	当社は、事業用資産に関しては、クリニック別にグルーピングしており、将来の使用が見込めない遊休資産については個々にグルーピングをしております。						
	当事業年度末において、将来の販売可能性が低い専用実施権については実質的に遊休資産に該当すると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。						
	なお、販売可能性が見込めないため、回収可能価額は零円としております。						

[次へ](#)

(株主資本等変動計算書)

前事業年度(自 平成21年 1月 1 日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	10,082,000	1,755,000	-	11,837,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

1. 有償一般募集増資(ブックビルディング方式)による増加 1,000,000株
2. 新株予約権の権利行使による新株発行による増加 755,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	-	88	-	88

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 88株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年1月14日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	11,836	1.00	平成21年12月31日	平成22年 3月31日

当事業年度(自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	11,837,000	242,000	-	12,079,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株発行による増加 242,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	88	123	-	211

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 123株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年1月14日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	11,836	1.00	平成21年12月31日	平成22年3月31日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月17日 臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	7,247	0.60	平成22年12月31日	平成23年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	621,634千円	現金及び預金勘定	671,028千円
現金及び現金同等物	621,634千円	現金及び現金同等物	671,028千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側)	ファイナンス・リース取引(借主側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、細胞培養のための機器・装置及び事務機器(「工具、器具及び備品」)であります。	所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同 左
リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	リース資産の減価償却の方法 同 左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らし、必要な資金(主に銀行取引や社債発行)を調達しております。短期的な運転資金は銀行借り入れにより調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸借物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金については、新規取得時に相手先の信用状態を十分検証すると共に、所管部署が相手先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金及び社債については総額に対する変動金利での調達割合が低いことから、金利変動リスクに対するヘッジは実施しておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注）2. 参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	671,028	671,028	-
(2) 売掛金	278,450	278,450	-
(3) 未収入金	10,624	10,624	-
(4) 敷金	68,189	55,144	13,044
資産計	1,028,293	1,015,249	13,044
(5) 買掛金	4,575	4,575	-
(6) 短期借入金	17,200	17,200	-
(7) 1年内償還予定の社債	101,000	103,112	2,112
(8) 1年内返済予定の長期借入金	118,400	120,756	2,356
(9) リース債務（流動負債）	28,300	31,409	3,108
(10) 未払金	60,700	60,700	-
(11) 割賦未払金	15,968	15,968	-
(12) 未払法人税等	4,546	4,546	-
(13) 未払消費税等	6,253	6,253	-
(14) 長期借入金	169,000	165,657	3,342
(15) 社債	133,500	132,663	836
(16) リース債務（固定負債）	55,661	55,032	629
(17) 長期預り敷金	55,741	45,318	10,422
負債計	770,848	763,195	7,652

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

この時価は、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(10) 未払金、(11) 割賦未払金、

(12) 未払法人税等、(13) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内償還予定の社債、(14) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格がないことから、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(15) 長期借入金

この時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) リース債務（流動負債）、(16) リース債務（固定負債）

この時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(17) 長期預り敷金

この時価は、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	36,750

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表には含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	671,028	-	-	-
売掛金	278,450	-	-	-
未収入金	10,624	-	-	-
敷金	-	-	-	68,189
合計	960,104	-	-	68,189

4. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	118,400	105,400	63,600	-	-	-
社債	101,000	71,000	42,500	20,000	-	-
リース債務	28,300	25,457	16,354	8,597	5,252	-
合計	247,700	201,857	122,454	28,597	5,252	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

時価評価されていない有価証券(平成22年12月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	36,750

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成20年 8 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割、平成20年12月 6 日付で 1 株を10株とする株式分割を行ったことから、株式の種類及び付与数、ストック・オプションの数、権利行使価格について、所要の調整を行っております。

(1)ストック・オプションの内容

	第 1 回ストック・オプション	第 2 回ストック・オプション
決議年月日	平成17年 4 月25日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 2 名 当社協力取引先の代表者 1 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800,000	普通株式 410,000
付与日	平成17年 5 月30日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年 1 月 1 日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

	第 3 回ストック・オプション	第 4 回ストック・オプション
決議年月日	平成19年 9 月18日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名	当社顧問 1 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400,000	普通株式 30,000
付与日	平成19年 9 月28日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前				
期首（株）	—	407,000	—	30,000
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	407,000	—	30,000
未確定残（株）	—	—	—	—
権利確定後				
期首（株）	770,000	—	400,000	—
権利確定（株）	—	407,000	—	30,000
権利行使（株）	650,000	75,000	—	30,000
失効（株）	—	—	—	—
未行使残（株）	120,000	332,000	400,000	—

単価情報

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格（円）	25	146	146	146
行使時平均株価（円）	350	1,222	—	1,191
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第 1 回から第 4 回ストック・オプション付与日時点において、ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5)当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

892,968千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

440,815千円

当事業年度（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成20年 8 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割、平成20年12月 6 日付で 1 株を10株とする株式分割を行ったことから、株式の種類及び付与数、ストック・オプションの数、権利行使価格について、所要の調整を行っております。

(1)ストック・オプションの内容

	第 1 回ストック・オプション	第 2 回ストック・オプション
決議年月日	平成17年 4 月25日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 2 名 当社協力取引先の代表者 1 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800,000	普通株式 410,000
付与日	平成17年 5 月30日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年 1 月 1 日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

	第 3 回ストック・オプション
決議年月日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400,000
付与日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	120,000	332,000	400,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	100,000	142,000	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	20,000	190,000	400,000

単価情報

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格(円)	25	146	146
行使時平均株価(円)	1,038	1,024	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回から第3回ストック・オプション付与日時点において、ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5)当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

358,050千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

181,548千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 (流動資産) 未払事業税 6,473千円 賞与 2,186千円 その他 1,218千円 繰延税金資産(流動)合計 9,877千円 (固定資産) 特許実施権 803千円 減価償却超過額 3,224千円 貸倒引当金(投資その他の資産) 6,323千円 その他 494千円 繰延税金資産(固定)合計 10,846千円 繰延税金資産合計 20,723千円	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 (流動資産) 未払事業税 825千円 繰延税金資産(流動)合計 825千円 (固定資産) 特許実施権 2,894千円 減価償却超過額 3,655千円 減損損失 2,579千円 貸倒引当金(投資その他の資産) 866千円 その他 145千円 繰延税金資産(固定)合計 10,142千円 繰延税金資産合計 10,967千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 3.6% その他 0.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.5%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 4.6% その他 0.2% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.4%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

当社は関係会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社は関係会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)	
1 株当たり純資産額	72.07円	1 株当たり純資産額	77.89円
1 株当たり当期純利益金額	9.68円	1 株当たり当期純利益金額	6.39円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	8.84円	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	6.08円

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

	前事業年度末 (平成21年12月31日)	当事業年度末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	853,040	940,857
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	853,040	940,857
期末の普通株式の数（千株）	11,836	12,078

2 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	109,075	76,534
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	109,075	76,534
普通株式の期中平均株式数（千株）	11,271	11,975
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（千株）	1,071	610

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
1. 社債の発行 平成22年 3 月30日開催の取締役会において、第 3 回無担保社債の発行を決議し、平成22年 3 月31日に当該社債を発行いたしました。その内容は次のとおりです。 銘柄 : テラ株式会社第 3 回無担保社債 (株式会社みずほ銀行保証付き 及び適格機関投資家限定) 社債総額 : 金150百万 利率 : 年0.690% 払込金額 : 各社債の金額100円につき100円 償還価額 : 各社債の金額100円につき100円 社債の期間 : 3 年 償還方法 : 半年毎 定時償還 発行日 : 平成22年 3 月31日 担保の内容 : 無担保 資金の使途 : 基盤提携医療機関設立支援のための設備投資	1. バイオメディカ・ソリューション株式会社の第三者割当増資引き受け 当社は、バイオメディカ・ソリューション株式会社の第三者割当増資20株を引き受け、連結子会社とすることになりました。 (1) 連結子会社となる会社の概要 商号 : バイオメディカ・ソリューション株式会社 本店所在地 : 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目 7 番15号 設立年月日 : 平成22年12月10日 資本金 : 2 百万円 代表取締役 : 大田 誠 事業内容 : 細胞加工施設の運営受託及び保守管理、消耗品及び装置等の販売、臨床検査の受託等 規模 : 平成22年12月設立の会社であるため、最近の経営成績及び財政状態はありません。 (2) 第三者割当増資引き受けの概要 引受契約締結日 : 平成23年 1 月31日 払込日 : 平成23年 2 月 1 日 引受株式数 : 20株 引受額 : 1 百万円 (1 株当たり金50,000円) 引受後出資比率 : 50% (3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況 取得前の所有株 : 0 株 (所有割合 0 %) 式数 取得株式数 : 20株 (取得価格 1 百万円) 取得後の所有株 : 20株 (所有割合 50 %) 式数 (4) 株式取得の理由 バイオメディカ・ソリューション株式会社が三洋電機株式会社から取締役を受け入れること等を通じて、三洋電機株式会社との細胞治療分野における協業関係を強化し、総合支援事業の拡大を図るためであります。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	2.ストックオプション（新株予約権）の発行 (1)当社は、平成23年 3 月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の代表取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。 新株予約権の割当を受ける者 割当日において当社に在任する代表取締役 新株予約権と引換えに払込む金銭 本新株予約権と引換えに払込む金銭は、割当日における本新株予約権 1 個当たりの公正価値に、本新株予約権の総数（10,000個）を乗じた額とします。本新株予約権の公正価値は、適用すべき諸条件をもとに二項モデルを用いて算定します。 新株予約権の内容 ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 ()新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式10,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。 なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。 ()新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記()に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（ ）に定める本新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の割当日の大阪証券取引所（以下、「大証」という。）における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値）とする。 なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または併合の比率}}$ また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。 なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	・新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。） 新株予約権の割当日後 2 年を経過した日から平成26年 3 月31日までとする。 ・増加する資本金および資本準備金に関する事項 () 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 () 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から、上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 ・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 ・新株予約権の行使の条件 () 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。 () 本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。 () 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。 () 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に 60% を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。 また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,000円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その 2 分の 1 に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	さらに、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,500円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や大証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 ・新株予約権の取得に関する事項 () 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。 () 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 () 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	・組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 () 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 に準じて決定する。 () 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記() に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 () 新株予約権を行使することができる期間 上記 に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 に定める行使期間の末日までとする。 () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 に準じて決定する。 () 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	()その他新株予約権の行使の条件 上記 に準じて決定する。 ()新株予約権の取得事由及び条件 上記 に準じて決定する。 ()その他の条件については、再編対象会社の条件 に準じて決定する。 ・新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を 発行しないものとする。 新株予約権の数 10,000個を上限とする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	(2)当社は、平成23年 3 月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社または当社子会社に在任または在職する取締役及び従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。 新株予約権の割当を受ける者 割当日において当社または当社子会社に在任または在職する取締役及び従業員 新株予約権と引換えに払込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。 新株予約権の内容 ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ()新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式90,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。 なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる ()新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記()に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（ ）に定める本新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の割当日の大阪証券取引所（以下、「大証」という。）における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値）とする。 なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または併合の比率}}$ また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{1株当たりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。 なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	・新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。） 新株予約権の割当日後2年を経過した日から平成26年3月31日までとする。 ・増加する資本金および資本準備金に関する事項 （ ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 （ ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から、上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 ・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 ・新株予約権の行使の条件 （ ）本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。 （ ）本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。 （ ）当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。 （ ）割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	また、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,000円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。 さらに、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が1,500円を上回ることができれば、本新株予約権者は、割当を受けた本新株予約権のうち、その2分の1に相当する数まで本新株予約権を行使することができるものとする。 ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や大証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 ・ 新株予約権の取得に関する事項 () 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	()本新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 ()本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 ・組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ()交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ()新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ()新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定する。 ()新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記()に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	()新株予約権を行使することができる期間 上記 に定める行使期間の初日と組織再 編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日 から上記 に定める行使期間の末日まで とする。 ()新株予約権の行使により株式を発行する場 合における増加する資本金及び資本準備金 に関する事項 上記 に準じて決定する。 ()譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象 会社の取締役会の決議による承認を要する ものとする。 ()その他新株予約権の行使の条件 上記 に準じて決定する。 ()新株予約権の取得事由及び条件 上記 に準じて決定する。 ()その他の条件については、再編対象会社の条 件に準じて決定する。 ・新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を 発行しないものとする。 新株予約権の数 90,000個を上限とする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	(3)当社は、平成23年 3 月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しております。 新株予約権の割当を受ける者 割当日において当社に在職する従業員 新株予約権と引換えに払込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。 新株予約権の内容 ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ()新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式44,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$ また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。 なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。 ()新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記()に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（ ）に定める本新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の割当日の大阪証券取引所（以下、「大証」という。）における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち本新株予約権の割当日に最も近い日の終値）とする。 なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または併合の比率}}$ また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。 なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	・新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。） 新株予約権の割当日後 2 年を経過した日から平成26年 3 月31日までとする。 ・増加する資本金および資本準備金に関する事項 （ ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 （ ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ ）記載の資本金等増加限度額から、上記（ ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 ・譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 ・新株予約権の行使の条件 （ ）本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。 （ ）本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。 （ ）当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	()割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。 ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や大証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 ・新株予約権の取得に関する事項 ()当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

前事業年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
	()本新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 ()本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 ・組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ()交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ()新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ()新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定する。 ()新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記()に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	()新株予約権を行使することができる期間 上記 に定める行使期間の初日と組織再 編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日 から上記 に定める行使期間の末日まで とする。 ()新株予約権の行使により株式を発行する場 合における増加する資本金及び資本準備金 に関する事項 上記 に準じて決定する。 ()譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象 会社の取締役会の決議による承認を要する ものとする。 ()その他新株予約権の行使の条件 上記 に準じて決定する。 ()新株予約権の取得事由及び条件 上記 に準じて決定する。 ()その他の条件については、再編対象会社の条 件に準じて決定する。 ・ 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を 発行しないものとする。 新株予約権の数 44,000個を上限とする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

種類及び銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有価証券	非上場株式（アドバンス ト・メディカル・ケア）	3,500	36,750
計			3,500	36,750

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末 残高 （千円）	当期 増加額 （千円）	当期 減少額 （千円）	当期末 残高 （千円）	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 （千円）	当期 償却額 （千円）	差引 当期末 残高 （千円）
有形固定資産							
建物	313,732	87,940	2,190	399,483	135,223	45,017	264,259
工具、器具及び備品	303,373	192,210	13,703	481,880	245,044	126,709	236,836
リース資産	113,874	30,000	21,237	122,637	43,633	26,677	79,003
建設仮勘定	2,625	50,330	52,955	-	-	-	-
有形固定資産計	733,605	360,481	90,085	1,004,001	423,901	198,404	580,099
無形固定資産							
ソフトウェア	7,397	1,205	-	8,602	4,507	1,376	4,095
ソフトウェア仮勘定	-	2,709	-	2,709	-	-	2,709
特許実施権	46,000	-	10,000 (10,000)	36,000	12,208	5,750	23,791
無形固定資産計	53,397	3,914	10,000 (10,000)	47,311	16,715	7,126	30,596

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	医療法人社団医創会 セレンクリニック神戸	診療所設備	61,519千円
	医療法人社団ミッドタウンクリニック 東京ミッド タウンクリニック	細胞培養設備	16,747千円
	松本歯科大学病院	細胞培養設備	8,125千円
工具、器具及び備品	医療法人社団医創会 セレンクリニック神戸	診療所器具備品	84,258千円
	医療法人社団ミッドタウンクリニック 東京ミッド タウンクリニック	細胞培養設備	49,968千円
	松本歯科大学病院	細胞培養設備	44,999千円
リース資産	医療法人社団ミッドタウンクリニック 東京ミッド タウンクリニック	細胞培養機器	30,000千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	医療法人社団医創会 セレンクリニック	診療所器具備品	7,895千円
リース資産	医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック分院	細胞培養機器	21,237千円

3. 「当期減少額」欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
テラ(株)第1回無担保社債	平成20年 7月16日	65,000 (35,000)	30,000 (30,000)	1.50	無担保	平成23年7 月15日
テラ(株)第2回無担保社債	平成21年 9月18日	100,000 (20,000)	80,000 (20,000)	1.91	無担保	平成26年9 月18日
テラ(株)第3回無担保社債	平成22年 3月31日	-	124,500 (51,000)	0.69	無担保	平成25年3 月29日
合計	—	165,000 (55,000)	234,500 (101,000)	—		—

(注) 1 () は内数で、1年内償還予定の金額であります。

2 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
101,000	71,000	42,500	20,000	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	182,734	17,200	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	-	118,400	1.60	—
1年以内に返済予定のリース債務	24,604	28,300	5.59	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	169,000	1.54	平成24年1月31日～ 平成25年11月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	68,722	55,661	5.59	平成24年1月25日～ 平成27年9月25日
合計	276,061	388,561	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	105,400	63,600	-	-

3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	25,457	16,354	8,597	5,252

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金（投資その他の資産）	15,575	2,133	2,833	12,742	2,133

（注） 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	82
預金	
普通預金	640,128
定期預金	30,071
別段預金	402
当座預金	343
預金計	670,945
合計	671,028

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
医療法人社団 医創会 ミッドランドクリニック	50,237
医療法人社団 医創会 セレンクリニック神戸	43,596
医療法人社団 医創会 セレンクリニック	42,792
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック分院	28,275
医療法人社団 医創会 福岡アイマックスクリニック	25,696
その他	87,853
合計	278,450

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
234,959	1,203,123	1,159,632	278,450	80.6	77.9

敷金

相手先	金額(千円)
日本生命保険相互会社	18,207
大成建設株式会社・積水ハウス株式会社	15,963
大和証券オフィス投資法人	14,524
名古屋ビルディング株式会社	12,584
有限会社ハッピースマイル	6,119
その他	791
合計	68,189

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社癌免疫研究所	2,685
株式会社アドバンス・メディカル・ケア	1,890
合計	4,575

短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	17,200
合計	17,200

長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社商工組合中央金庫	166,800
株式会社千葉銀行	45,800
株式会社りそな銀行	37,400
オリックス信託銀行株式会社	37,400
合計	287,400

未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税	1,948
都民税	565
事業税	2,032
合計	4,546

社債及び1年内償還予定の社債

区分	金額(千円)
第1回無担保社債	30,000
第2回無担保社債	80,000
第3回無担保社債	124,500
合計	234,500

リース債務及び1年内返済予定リース債務

相手先	金額(千円)
東京センチュリーリース株式会社	30,289
日立キャピタル株式会社	17,831
JA三井リース株式会社	17,214
三井住友ファイナンス&リース株式会社	14,874
NTTファイナンス株式会社	3,752
合計	83,961

(3) 【その他】

回次	第 1 四半期 会計期間	第 2 四半期 会計期間	第 3 四半期 会計期間	第 4 四半期 会計期間
会計期間	自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日	自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日
営業収入 (千円)	226,755	264,726	345,073	309,276
税引前四半期純利益金額 (千円)	19,082	15,759	87,586	17,827
四半期純利益金額 (千円)	10,537	8,112	49,924	7,960
1 株当たり四半期純利益 金額 (円)	0.88	0.68	4.16	0.66

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.tella.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) 平成22年3月31日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年3月31日関東財務局に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年5月7日関東財務局長に提出

第7期第2四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月5日関東財務局長に提出

第7期第3四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 平成22年11月4日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び四半期報告書の訂正報告書の確認書

第6期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日) 平成22年2月8日関東財務局長に提出

第6期第2四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成22年2月8日関東財務局長に提出

第6期第3四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) 平成22年2月8日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

テ ラ 株 式 会 社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城 戸 和 弘	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片 岡 久 依	印
--------------------	-------	---------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テラ株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、テラ株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

テ ラ 株 式 会 社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城 戸 和 弘	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片 岡 久 依	印
--------------------	-------	---------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、テラ株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、テラ株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。